

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1309	13092020	学校を設置するNPO法人に対する国有財産の減額貸付要件の緩和	第2次提案において、「一定の実績のある不登校児童生徒等」のNPO法人による学校設立の可能性が開かれたところ、これらの法人が校地・校舎として利用するために、国有財産を譲与・貸与する際の要件を緩和し、貸与等ができる対象に特区法4条8項の認定を受けた自治体の特区内に設置される特区法13条に規定する学校設置非営利法人を追加する。	東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本語)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。また、夜間や	4次提案の回答は私学助成対象でないために譲与、減額貸付は認められず、適正な対価であれば現行制度で対応可能のことであったが、NPOは非営利で財産形成もそれほど余裕があるわけではない。あまり高くないようにすべきであり、公共性を有し、国民教育の一翼を担っており、「イコールフットイング」の原理にのっとるべきあり、私立学校に準ずるべきである。特別支援教育であるろう教育における特別なニーズとして、認めていただきたい。	東京都	NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO龍の子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本語)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカギャロウデット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界
1010	10101010	指定管理者制度を活用する公立図書館の館長必置規制の弾力的運用	図書館の管理運営において、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する場合、図書館法第13条第1項に規定される公立図書館の館長については、当該指定管理者の経営者としてなどを契約及び条例に定めることにより任命されたのみならず弾力的な運用を可能とする。	図書館は、図書館法第13条第1項により館長を置くことといった規定があるため、地方自治法第244条の2の指定管理者制度による施設運営全体の包括的な民間委任に支障がある。指定管理者とは別に公務員の身分を有した者を館長に置くか、又は指定管理者たる団体の中等から民間人を公務員の身分に定める方法により対応は可能と解しているところである。しかし、館長たる市職員と指定管理者とが混在する中にある場合は、民間活力を十分に活用することが困難であることから、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する図書館においては、図書館法第13条第1項に定める館長の必置規定を弾力的に運用することとし、指定管理者となった者が地方公共団体の条例で定めた業務の範囲内で、全体的かつ包括的な管理運営の実施を可能とする。	文部科学省からは「館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを改めて明確に周知」と回答されている。しかし、指定管理者の中からはある者を教育委員会の任命を受けた館長に据えるに当たって、条例の定めとは別に任命手続などが必要となれば、指定管理者に委任された運営機能が働きにくくなったり、指定管理者等としての参入も煩雑になり進まなくなるなど、民間委任する指定管理者制度の本来の目的が活用されにくい状況となってしまう。このことから、指定管理者制度を活用する公立図書館の館長必置規定については、文部科学省の回答でもあったように館長業務も含めた全面的な民間委託が可能となるよう規制の弾力的運用を提案するものである。	大阪府	大阪府大東市	図書館運営特区	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市域の西部地区に生涯学習ルームを併設した公立新図書館の設置を検討しています。とりわけ、当施設の運営については、できる限り民間活力の導入を図り、市民サービスの向上と行財政改革の推進を実施したいと考えています。しかし、図書館法等の規定によって、図書館には「館長」を置き、また「専門的職員等」を確保しなければならないとされています。これらの職種については公務員の身分を持った者(教育委員会の任命を受けた者)である必要があり、また、指定管理者制度によるアウトソーシングの業務の範囲も限定されたものに成らざるを得ない状況です。については、図書館の管理運営について指定管理者制度による民間委任をする場合、図書館「館長」の必置及び「専門的職員等」の確保規定を適用除外とし、全体的かつ完全にアウトソーシングしたいと考えているところです。
1010	10101020	指定管理者制度を活用する公立図書館の専門的職員等の設置規定の弾力的運用	図書館の管理運営において、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する場合、図書館法第13条第1項及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準二(八)に規定される公立図書館の専門的職員等の設置については、当該指定管理者の職員とすることなどを契約及び条例に定めれば任命されたのみならず弾力的な運用を可能とする。	図書館は、図書館法第13条第1項及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準二(八)により教育委員会が必要と認める専門的職員のほか事務吏員及び技術吏員を置くことといった規定がある。このため、図書館の管理運営において、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用した場合、専門的職員等の設置は教育委員会の必要判断によるものであり、また、指定管理者とは別に公務員の身分を有した者を専門的職員等を置くか、又は指定管理者たる団体の中等から民間人を公務員の身分に定める方法により対応は可能と解しているところである。しかしながら、こうした方法は本来の指定管理者制度の趣旨に則せば、業務の範囲が限定されるなど、純民間企業等に委任しにくい状況を生み出している。よって、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する図書館においては、図書館法第13条第1項及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準二(八)に定める専門的職員等の設置の規定を弾力的に運用することとし、指定管理者となった者が地方公共団体の条例で定めた業務の範囲内で、全体的かつ包括的な管理運営の実施を可能とする。	文部科学省からは「館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であることを改めて明確に周知」と回答されている。図書館法第13条には教育委員会が必要と認める専門的職員等を置く規定が設けられており、専門的職員等を置くか否かの判断と、専門的職員等を置く場合、その者は教育委員会の任命を受けた公務員の身分を有するものでなければならない。こうしたことから、指定管理者の裁量が限定され、民間委任する指定管理者制度の本来の目的が活用されにくくなる。例えば、指定管理者の中からはある者を教育委員会の任命を受けた専門的職員等に据えるに当たって、条例の定めとは別に任命手続などが必要となれば、指定管理者に委任された運営機能が働きにくくなったり、指定管理者等としての参入も煩雑になり進まなくなるなど民間委任する指定管理者制度の本来の目的が活用されにくい状況となってしまう。よって指定管理者に委任された運営機能をスムーズに行えるようにするため、指定管理者制度を活用する公立図書館において教育委員会が認める専門的職員等の置く規定の弾力的運用を提案するものである。	大阪府	大阪府大東市	図書館運営特区	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市域の西部地区に生涯学習ルームを併設した公立新図書館の設置を検討しています。とりわけ、当施設の運営については、できる限り民間活力の導入を図り、市民サービスの向上と行財政改革の推進を実施したいと考えています。しかし、図書館法等の規定によって、図書館には「館長」を置き、また「専門的職員等」を確保しなければならないとされています。これらの職種については公務員の身分を持った者(教育委員会の任命を受けた者)である必要があり、また、指定管理者制度によるアウトソーシングの業務の範囲も限定されたものに成らざるを得ない状況です。については、図書館の管理運営について指定管理者制度による民間委任をする場合、図書館「館長」の必置及び「専門的職員等」の確保規定を適用除外とし、全体的かつ完全にアウトソーシングしたいと考えているところです。
1052	10521010	公民館における営利目的の事業及び営利事業の援助を禁止する規制の緩和	社会教育法第23条第1項第1号に規定する公民館の営利目的の事業及び営利事業の援助を禁止する規制について、市内事業所等が雇用促進を図る目的により利用することを特例として認めるもの。	市内事業所等が従業員を募集する際に、公民館を面接会場等として使用することを許可する。これにより事業所等の運営の効率化、地域の雇用促進、また、公民館利用者の幅も広がり、施設の有効活用等が期待できる。	鋳物産業等中小企業が集積する本市においては、これまでも従業員の雇用に係る試験あるいは面接会場として、民間の会場使用料が高額であること、また、会場として使用できる施設自体も減少していること等から、公民館を使用したい旨の要望があったが、雇用促進事業においても、最終的には営利目的との判断もできるため、認めていないのが現状である。第2次提案で頂いた回答は「現状の規制の下で判断されるべき」と理解したが、営利を目的とした事業、あるいは営利事業の支援か否かの判断は、明確な基準もなく、上記のとおり慎重にならざるを得ないため、明確な特例措置を再度提案するものである。	埼玉県	埼玉県川口市	公民館使用制限の緩和	社会教育法第23条第1項第1号に規定する、公民館における営利目的の事業及び営利事業の支援の禁止について、これを緩和し、鋳物産業等中小企業が集積する本市において、市内事業所等の活性化を図るため、従業員雇用の際の面接会場として開放する等、雇用促進につながる活動を特例として認めることを提案するものである。
1266	12661010	学校設置者以外の学校の管理運営の容認	市立専修学校の管理運営を民間に委ねる事を認めること。	公設民営方式で学校運営を行なうことより安定した運営のうえ、民間のノウハウ、人材の活用、経費の削減が可能となり併せて地域での安定した看護師の確保が可能となる。	当市が運営を委託しようとしている民間校は明治39年より看護師を育成し98年間の看護師育成の経験を持つところであり、卒業後は母体病院への就職率も非常に高い。看護師確保が難しい当地域において自前で育成し確保することは必須であり、地域医療の観点からもその必要度は高い。地域での看護師確保については当市では努力しているものの育成した人材は都市部へ流失している現状であり、地域での高就職率を達成させるためには民間校の持つノウハウが必要である。しかしながら公立校と民間校を比較する時、入試倍率や入学生の基礎学力の質は公立校が上回っている事実もあり公立校、また民間校は母体病院の経営状態に左右されるという点も不安要素の一つとなる。以上のことより、学校教育法第5条の「学校設置者とその設置する学校を管理・運営する」を緩和し、公設民営方式を実現することにより互いの弱点を補完でき、ひいては地域において質の高い看護師の確保が可能となる。なお、委託する運営・管理については一部制限することにより文部科学省が懸念されている公権力の行使を民間へ委託することの問題についても対応できるものとする。	三重県	三重県名張市	公設民営学校特区	地方都市において看護師確保が困難であることより、学校教育法第5条を規制緩和し公設民営の看護専門学校を認めることにより、公共性、安定性を確保しつつ、民間校の持つノウハウや人材を活用し今まで以上に質の高い看護師を安定して確保する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1539	15391010	専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認	学校の設置者がその設置する学校を管理運営する「学校設置者管理主義の原則(学校教育法第5条、第82条の11、83条第2項)」を専修・各種学校について緩和する。	専修・各種学校の運営を公設民営で行うことが可能になれば、公立学校としての安定的な運営を続けながら、民間の優れたノウハウを活用して、特色ある教育が効果的に実現でき、既存の諸学校にも刺激が与えられる魅力ある学校づくりが可能となる。 また、画一的で、柔軟性や多様性に乏しく、閉鎖性が強く、地域社会との連携を欠きがちな公立学校全体の活性化を図ることができる。民間のノウハウを活用するという主旨からすれば、幼稚園や高等学校よりも職業もしくは実社会に必要な能力等を習得することを目的とした専修・各種学校の公設民営は、より教育的な効果が期待できる。	第4次提案の各省庁からの再検討要請に対する回答において、「幼稚園等と専修学校等は基本的に同じ取扱いとすることが適当である」となっている。今回中央教育審議会の答申において、幼稚園及び高等学校については公設民営を認めることは適当であるとの答申があった。については専修・各種学校についても公設民営で行うことについても適当と判断されるので提案するもの。	福岡県	福岡県北九州市	公立専修・各種学校活性化特区構想	学校の設置者がその設置する学校を管理運営する「学校設置者管理主義の原則」を専修・各種学校について緩和し、専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認を行う。このことにより、民間のノウハウが活用された学校運営を行うことができる。
1180	11801010	公設公営型の新しいタイプの小中学校の設置と内閣府認証NPO法人への運営委託を可能とする	・現存の公立学校の教育内容にとらわれず、地域の有識者や保護者の多様なニーズに答えるためには色とりどりタイプの学校を用意し、保護者の選択にゆだねることが大切である。 ・この観点から、その教育予算の有効な活用と節減を図る観点から、非営利活動を行う法人への委託ができるような学校を設置運営ができるようにする。 ・地方自治体、又は国が保有する遊休校舎や公的施設を利用し、内閣府認証NPO法人が企画提案する新しいタイプの公設公営型学校を設立し、運営を委託する。 ・地域の有識者、教育委員会、保護者代表、民間教育事業者、企業の関係者等で組織する運営委員会を設置し、その管理のもとに運営を行う。	・市町村の認定 県の認定 特区認定の手続きではなく、内閣府の認証 公設公営の学校の内閣府認証NPO法人への委託を望む市町村を公募 県に届出制とする。 ・委託を受けた内閣府認証NPOはその教育成果を評価され、その責任を負うものとする。 ・少子化に伴ない現在遊休となっている施設の活用で行政の無駄な経費の節減が可能。 ・地域の産業との連携の下で運営する学校であるため地域の活性化につながる。 ・自然科学、社会科学に秀でた有能な人材の育成により将来の日本の発展の原動力となる。	0	東京都	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	公設公営型の新しいタイプの小中学校の設置と内閣府認証NPO法人への運営委託事業	自然科学や社会科学などに意欲関心を持ち、潜在的な能力を持つ児童に対し、その適正をふんだんに伸ばす学校の設立が望まれる。体験的な学習は理数や社会に対する学習への意欲を育み、真に創造的な学ぶ力や生きる力を備えた児童、青少年の創生につながる。国または地方自治体が現存の学校の枠を超えた新しい学校として設立し、それを内閣府認証の特定非営利活動法人に委託運営することにより、国費や地方行政費用の有効活用につなげる。
1286	12861030	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである。中教審の答申では学校法人のみが委託対象となっているが、NPO法人も委託対象として認めらるべきである。	「公設民営」方式を採る学校では、民が公の協力を得て管理・運営する。すなわち、公が設置者であるが、民が「管理・運営」に責任を持つ。具体的には、箕面市に幼稚園、小・中学校などの空き教室の提供を求め、できれば、運営費の一部に対して補助をいただき、管理運営は私たちNPO法人で行なう小・中一貫教育校を開設したいと計画している。	設置者だけが、管理・運営に責任を持つという従来からのあり方は一つのあり方に違いないが、二つの別々の組織体が「共同」するというあり方も考えられる。すでに、保育園や社会福祉機関では「公設民営」方式が導入され、一般化している。公が民間の活力を利用して、学校教育の多様化を図るためには、公と民の関わり方は今後研究をすることも、設置者と管理・運営を行う者が別の組織体である場合が多くなるはずである。両者の間で「契約」を結び公が「責任を持って委託し、民が責任をもって管理・運営する」ことによって、公共性、継続性、安定性を確保する。従って、小・中学校にもこの方式を認めることは適切である。尚、第3次提案及び第4次提案に対する回答が得られず、論点が深まらない恐れがある。ここに再提案する。	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想(現みのおパイロットスクールの設立)	この実験学校は公設民営方式の学校とし、地方公共団体が学校の設置者となりその管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、所有の遊休施設の供与、県費負担職員の派遣、あるいは管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的プロジェクトを実現するために、次の特例措置を提案する。(1) NPO法人学校の教育対象範囲の拡大、(2) NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和、(3) 小・中学校における公設民営方式の容認、(4) 公設民営学校における授業料の徴収、(5) 公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認。
1344	13441010	「NPO法人」等に公立学校の運営を委託することができる。	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理を、地方公共団体の長が適合すると認めたNPO法人に管理の委託を可能にする。	NPO法人の特色と実績を活用した、高額なインターナショナルスクール等に就学できない、在日外国人の児童も含まれた国際理解教育を旨とした学校運営のため。	品川区には近年開発されたウォーターフロント地域に勤務する外国人および外国人家族が多数居住しており、年々増加する傾向にある。それに伴う子供の教育は特別な例を除き、区内公立小中学校に在籍することになり、言語・生活習慣の違いに問題が発生している。IWC / IAC国際市民の会では、日本人も含め国際教育の必要性を実感している。	東京都	特定非営利活動法人 IWC / IAC国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	IWC / IAC国際市民の会では、創設以来20年の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、これらの子女を含め、日本の子供達へも、徹底した国際理解教育の必要性を痛感している。
1344	13442010	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行なう新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである。	現在、私立学校助成がなされている。私たちは自治体と共同して作る公設民営学校を目指して、この新しい学校に公的資金を拠出してはいけないという論拠はない。私たちは私立学校並みの助成が公から得られることを期待している。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し国民教育の一翼を担っている。「イコールフットイング」の原理の通り、私立学校に準じる公的助成が得られるべきである。同時に「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を実践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、お行なっている認定申請の実績が出せない大きな理由である。なお、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校	東京都	特定非営利活動法人 IWC / IAC国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	IWC / IAC国際市民の会では、創設以来20年の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、これらの子女を含め、日本の子供達へも、徹底した国際理解教育の必要性を痛感している。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1440	14401030	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである、との提案を第4次に続き今回も再提案する。		第4次提案で次のように提案した。すなわち、設置者だけが、管理・運営に責任を持つという従来からのあり方は一つのあり方に違いないが、二つの別々の組織体が「共同」というあり方も考えられる。すでに、保育園や社会福祉機関では「公設民営」方式が導入され、一般化している。公が民間の活力を利用して、学校教育の多様化を図るためには、公と民間の関わり方は今後研究をすることも、設置者と管理・運営を行う者が別の組織体である場合が多くなるはずである。両者の間で「契約」を結び公が「責任を持って委託し、民が責任をもって管理・運営する」ことによって、公共性、継続性、安定性を確保する。従って、小・中学校にもこの方式を認めることは適切である。尚、第3次提案及び第4次提案に対する回答が得られず、論点が深まらない恐れがある。ここに再提案する。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間性の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。
1485	14851010	小学校・中学校の公設民営	小学校・中学校においても公設民営での学校運営を認定します。	少子化を背景に過去10年間で2000校の廃校が出ています。これらの公設民営化を図ることで施設を有効に活用でき、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。	教育の質の向上 株式会社による学校運営が認められることにより、教育事業に新しい競争原理が生み出されると考えられます。 義務教育課程においては、教育の質の向上のために、さまざまな取り組みがなされています。 「総合的な学習の時間」では、児童の状況に応じた、学校独自の教育がすすめられています。 また、教育に競争原理を取り入れる取り組みも始まっています。たとえば、いくつかの自治体において、学校に競争原理をもたらし、「学区制の撤廃」「学校選択性」が導入されています。 義務教育における「公設民営」システムの導入も、教育界の競争力を高める=教育の質の向上に一役買うことになると考えられます。民間の運営ノウハウを効果的に導入し、公立校と「公設民営」の学校との交流・意見交換を持つことで、更なる教育の質の向上が期待されます。 民間への運営の委託によるコストの削減 現在、自治体が学校を運営するにあたっては、膨大な人的・金銭的成本がかかっています。また、教員の高齢化による人件費の増加など、現状の年功序列型システム上、避けられない非効率なコストも発生しています。これを、民間に委託することで、民間のノウハウを活用しながら、より効率のよい運営をおこなうことが可能になり、税の有効活用にもつながると考えられます。	大阪府	株式会社ノヴァ	株式会社による義務教育学校経営プロジェクト	公設民営、または株式会社設置による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。
1500	15001010	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	公立の義務教育学校の管理運営について民間に委ねることを認めること(公設民営方式の容認)。	本区が提案している国際人育成を目指した小中一貫校では、公立学校としてイメージ教育を導入することを検討している。こうした指導方法を身に付けている教員の確保、さらには効率的、効果的な学校運営などにおいて、私立学校その他の民間団体の持つ人材やノウハウを活用する選択肢が必要である。また、既存の区立学校と公設民営方式の学校が互いに刺激し合い、切磋琢磨することによって、教育の多様化、活性化を図ることが期待できる。	公立学校の管理運営を民間に委ねる場合であっても、公立の義務教育学校として確保すべき基本的事項等について条件を付したうえでの委託であり、設置管理者としての区及び教育委員会の責任のもとに教育が行われることにおいて既存の区立学校と変わることはない。 また、学校における情報公開の徹底、保護者や地域の人々を交えた学校評価制度の導入、さらには区及び教育委員会の監査の実施などにより、適切な公教育及び公立学校としての学校運営を担保することは可能と考える。	東京都	東京都港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。
1560	15601030	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである、との提案を第4次に続き今回も再提案する。		第4次提案で次のように提案した。すなわち、設置者だけが、管理・運営に責任を持つという従来からのあり方は一つのあり方に違いないが、二つの別々の組織体が「共同」というあり方も考えられる。すでに、保育園や社会福祉機関では「公設民営」方式が導入され、一般化している。公が民間の活力を利用して、学校教育の多様化を図るためには、公と民間の関わり方は今後研究をすることも、設置者と管理・運営を行う者が別の組織体である場合が多くなるはずである。両者の間で「契約」を結び公が「責任を持って委託し、民が責任をもって管理・運営する」ことによって、公共性、継続性、安定性を確保する。従って、小・中学校にもこの方式を認めることは適切である。尚、第3次提案及び第4次提案に対する回答が得られず、論点が深まらない恐れがある。ここに再提案する。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1562	15621030	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保しているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである、との提案を第4次に続き今回も再提案する。		第4次提案で次のように提案した。すなわち、設置者だけが、管理・運営に責任を持つという従来からのあり方は一つのあり方に違いないが、二つの別々の組織体が「共同」というあり方も考えられる。すでに、保育園や社会福祉機関では「公設民営」方式が導入され、一般化している。公が民間の活力を利用して、学校教育の多様化を図るためには、公と民間の関わり方は今後研究をすることも、設置者と管理・運営を行う者が別の組織体である場合が多くなるはずである。両者の間で「契約」を結び公が「責任を持って委託し、民が責任をもって管理・運営することによって、公共性、継続性、安定性を確保する。従って、小・中学校にもこの方式を認めることは適切である。尚、第3次提案及び第4次提案に対する回答が得られず、論点が深まらない恐れがある。ここに再提案する。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心にしたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1564	15641030	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保しているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである、との提案を第4次に続き今回も再提案する。		第4次提案で次のように提案した。すなわち、設置者だけが、管理・運営に責任を持つという従来からのあり方は一つのあり方に違いないが、二つの別々の組織体が「共同」というあり方も考えられる。すでに、保育園や社会福祉機関では「公設民営」方式が導入され、一般化している。公が民間の活力を利用して、学校教育の多様化を図るためには、公と民間の関わり方は今後研究をすることも、設置者と管理・運営を行う者が別の組織体である場合が多くなるはずである。両者の間で「契約」を結び公が「責任を持って委託し、民が責任をもって管理・運営することによって、公共性、継続性、安定性を確保する。従って、小・中学校にもこの方式を認めることは適切である。尚、第3次提案及び第4次提案に対する回答が得られず、論点が深まらない恐れがある。ここに再提案する。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。
1596	15961010	「公設民営」を制度上可能とするための「学校教育法第5条」の改正	「学校教育法第5条」に、公立小中学校の学校設置者たる地方公共団体が、学校の管理・運営を他の事業者包括的に委託することが可能である旨の但書を加える。委託先が学校法人に限られるようでは意味が無いので、株式会社・NPO法人という文言自体を含む必要がある。	地方公共団体の長の判断、あるいは条例によって、各地域住民の意思に沿って、小中学校に公設民営を導入することが可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等ができるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区	「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等、現行の公立小中学校教育にまつわる一連の法令の改正により、中教審で検討されている案を修正しつつ、公立小中学校に「公設民営」を導入し、学校教育の管理・運営を民間機関に委ねること(「管理・運営」には「校長・教員の任免」「カリキュラム・使用教科書の決定権」の双方を含み、公設民営の義務教育機関には「教育委員会」と「学習指導要領」とが介入・適用されない。)「地方公共団体の首長」と「教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し変え、首長を通じて地域住民の意思が的確に反映される学校教育システムを構築すること、を提案する。
5064	50640031	「公設民営」を制度上可能とするための「学校教育法第5条」の改正	「学校教育法第5条」に、公立小中学校の学校設置者たる地方公共団体が、学校の管理・運営を他の事業者包括的に委託することが可能である旨の但書を加える。委託先が学校法人に限られるようでは意味が無いので、株式会社・NPO法人という文言自体を含む必要がある。	地方公共団体の長の判断、あるいは条例によって、各地域住民の意思に沿って、小中学校に公設民営を導入することが可能となる。その公設民営の導入に伴って「受託機関」となることにより、各地域住民の要望や生徒一人ひとりの多様な教育ニーズに応じた教育サービスを企画・提供していく。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等ができるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。		株式会社東京リーガルマインド		
1286	12861040	公設民営学校における授業料の徴収	国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収したい。	私たちは、3学年ごとの複学年制で1学級15～20名のクラスサイズを考えており、個別指導を中心とした授業を行う。開校時の生徒数も40人程度と想定しているため、開校当初は学校運営のコストがかかるものと考えられる。公的な支援が十分得られない場合においては、最小限の授業料を徴収することは社会的に受け入れられると考える。	公立義務教育学校は授業料を徴収できないとしても、私立学校は徴収している。「公設民営」方式による学校は公と民間の両者の性質を持つ新しい教育サービスを行う学校であり、最小限の授業料を徴収することが適切である。この学校は学区を設けず、自治体全域から通学可能とする。このことによって、学費無償の公立学校を選択することが保障される。	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想(現みのおパイロットスクールの設立)	この実験学校は公設民営方式の学校とし、地方公共団体が学校の設置者となりその管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、所有の遊休施設の供与、県費負担職員の派遣、あるいは管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的プロジェクトを実現するために、次の特例措置を提案する。(1)NPO法人学校の教育対象範囲の拡大、(2)NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和、(3)小・中学校における公設民営方式の容認、(4)公設民営学校における授業料の徴収、(5)公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1440	14401040	公設民営学校における授業料の徴収	第4次提案に引き続き、再度提案する。国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	0	公立義務教育学校は授業料を徴収できないとしても、私立学校は徴収している。「公設民営」方式による学校は公と民の両者の性質を持つ新しい教育サービスを行う学校であり、最小限の授業料を徴収することが適切である。この学校は学区を設けず、自治体全域から通学可能とする。このことによって、学費無償の公立学校を選択することが保障される。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間性の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。
1560	15601040	公設民営学校における授業料の徴収	第4次提案に引き続き、再度提案する。国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	0	公立義務教育学校は授業料を徴収できないとしても、私立学校は徴収している。「公設民営」方式による学校は公と民の両者の性質を持つ新しい教育サービスを行う学校であり、最小限の授業料を徴収することが適切である。この学校は学区を設けず、自治体全域から通学可能とする。このことによって、学費無償の公立学校を選択することが保障される。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1562	15621040	公設民営学校における授業料の徴収	第4次提案に引き続き、再度提案する。国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	0	公立義務教育学校は授業料を徴収できないとしても、私立学校は徴収している。「公設民営」方式による学校は公と民の両者の性質を持つ新しい教育サービスを行う学校であり、最小限の授業料を徴収することが適切である。この学校は学区を設けず、自治体全域から通学可能とする。このことによって、学費無償の公立学校を選択することが保障される。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1564	15641040	公設民営学校における授業料の徴収	第4次提案に引き続き、再度提案する。国立及び公立の義務教育諸学校は授業料を徴収することができない。公が設置し、民が管理・運営する「公設民営」方式の小・中学校は、地域のニーズに応じた特色ある教育を施すことを目的としている。公からの十分な「運営委託費」や公的助成が期待できない場合、そうした特別な教育サービスに対して最小限の授業料を徴収せざるを得ない。	0	公立義務教育学校は授業料を徴収できないとしても、私立学校は徴収している。「公設民営」方式による学校は公と民の両者の性質を持つ新しい教育サービスを行う学校であり、最小限の授業料を徴収することが適切である。この学校は学区を設けず、自治体全域から通学可能とする。このことによって、学費無償の公立学校を選択することが保障される。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。
1286	12861050	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の容認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関しては、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。	地方公共団体から派遣された公立学校教員は、固定した学年制や学習指導要領等の制約から自由になって、公立学校ではできなかった大胆で先進的な教育の研究や実践が可能になる。一方、管理運営を受託するNPO法人は、人件費の一部を公費でまかなうことができるので、経営が安定するし、徴収する授業料も安くすることができる。	「半官半民」型公設民営学校は運営費の一部を県費負担職員という形で受け取ることも考えられる。この場合、人事権は県教育委員会から市町村教育委員会に移すか、直接、学校長に移す。特区学校に責任を持つ自治体の首長が、学校に責任をもつ学校長が人事権を持たなければ、安定した学校運営は望めない。上記のことが実現されれば、学校(又は市町村)で一定の給与を確保するため、新たな財政支出の増大はない。	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想(現みのおパイロットスクールの設立)	この実験学校は公設民営方式の学校とし、地方公共団体が学校の設置者となりその管理運営をNPO法人等の民間学校事業者者に委託する。地方公共団体は、所有の遊休施設の供与、県費負担職員の派遣、あるいは管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先進的プロジェクトを実現するために、次の特例措置を提案する。(1) NPO法人学校の教育対象範囲の拡大、(2) NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和、(3) 小・中学校における公設民営方式の容認、(4) 公設民営学校における授業料の徴収、(5) 公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1440	14401050	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の容認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関して言えば、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。		第4次提案にあたって次のように提案したい。「半官半民」型公設民営学校は運営費の一部を県費負担職員という形で受け取ることも考えられる。この場合、人事権は県教育委員会から市町村教育委員会に移すか、直接、学校長に移す。特区学校に責任を持つ自治体の首長が、学校に責任をもつ学校長が人事権を持たなければ、安定した学校運営は望めない。上記、4が実現されれば、学校(又は市町村)で一定の給与を確保するため、新たな財政支出の増大はない。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間性の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。
1560	15601050	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の容認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関して言えば、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。		第4次提案にあたって次のように提案したい。「半官半民」型公設民営学校は運営費の一部を県費負担職員という形で受け取ることも考えられる。この場合、人事権は県教育委員会から市町村教育委員会に移すか、直接、学校長に移す。特区学校に責任を持つ自治体の首長が、学校に責任をもつ学校長が人事権を持たなければ、安定した学校運営は望めない。上記、4が実現されれば、学校(又は市町村)で一定の給与を確保するため、新たな財政支出の増大はない。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の管理・運営の容認、「公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1562	15621050	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の容認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関して言えば、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。		第4次提案にあたって次のように提案したい。「半官半民」型公設民営学校は運営費の一部を県費負担職員という形で受け取ることも考えられる。この場合、人事権は県教育委員会から市町村教育委員会に移すか、直接、学校長に移す。特区学校に責任を持つ自治体の首長が、学校に責任をもつ学校長が人事権を持たなければ、安定した学校運営は望めない。上記、4が実現されれば、学校(又は市町村)で一定の給与を確保するため、新たな財政支出の増大はない。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1564	15641050	「公設民営」方式による学校への県費負担職員の参加の容認	県費負担職員は公立学校でのみ勤務することになっているが、新しい「公設民営」方式の学校にも勤務が可能になるべきである。「公設民営」方式には、三つのパターンが考えられる。一つは、「運営委託費」型である。自治体が施設・設備と運営費の一部または全部を提供し、民(学校法人、株式会社、NPO法人)が管理・運営するパターンである。その対極として、もう一つは「独立法人」型である。両者の間に、「半官半民」型が考えられる。職員構成に関して言えば、半数が県費負担職員で、残る半数が当該学校が直接雇用する職員である。		第4次提案にあたって次のように提案したい。「半官半民」型公設民営学校は運営費の一部を県費負担職員という形で受け取ることも考えられる。この場合、人事権は県教育委員会から市町村教育委員会に移すか、直接、学校長に移す。特区学校に責任を持つ自治体の首長が、学校に責任をもつ学校長が人事権を持たなければ、安定した学校運営は望めない。上記、4が実現されれば、学校(又は市町村)で一定の給与を確保するため、新たな財政支出の増大はない。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。
1596	15961020	地方公共団体の首長の「学校教育に関する決定権限」を強化するための法令改正	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条の柱書「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」に続いて、但書として「但し、第二十四条にかかわらず、学校の管理運営を、株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体においては、同地方公共団体の長がこれを行うことができる。」を加える。同法律の第32条「学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。」についても、但書として「但し、大学以外の学校の管理運営を株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体においては、当該学校について、地方公共団体の長がこれを所管する」と付け加える。	「地方公共団体の首長」と「都道府県・市町村教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し変え、首長を通じて地域住民の意思がフレキシブルに反映される学校教育システムが構築可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区	「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等、現行の公立小中学校教育にまつわる一連の法令の改正により、中教審で検討されている案を修正しつつ、公立小中学校に「公設民営」を導入し、学校教育の管理・運営を民間機関に委ねること(「管理・運営」には「校長・教員の任免」「カリキュラム・使用教科書の決定権」の双方を含み、公設民営の義務教育機関には「教育委員会」と「学習指導要領」とが介入・適用されない。)「地方公共団体の首長」と「教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し変え、首長を通じて地域住民の意思が的確に反映される学校教育システムを構築すること、を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5064	50640032	地方公共団体の首長の「学校教育に関する決定権限」を強化するための法令改正	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条の柱書「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」に続いて、但書として「但し、第二十四条にかかわらず、学校の管理運営を、株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体においては、同地方公共団体の長がこれを行うことができる。」を加える。同法律の第32条「学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。」についても、但書として「但し、大学以外の学校の管理運営を株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体においては、当該学校について、地方公共団体の長がこれを所管する」と付け加える。	「地方公共団体の首長」と「都道府県・市町村教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し替え、首長を通じて地域住民の意思がフレキシブルに反映される学校教育システムが構築可能となる。首長との契約を通じて「学校の包括的な管理・運営」を受託することにより、各地域住民の要望や生徒一人ひとりの多様な教育ニーズに応じた教育サービスを企画・提供していく。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。		株式会社東京リーガルマインド		
1596	15961030	教職員任免権につき、教育委員会から「地方公共団体の長」に権限移行するための法令改正	学校教育法第8条「校長及び教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。」に新規の第2項を設けて、「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理運営する学校については、前項の規定を適用しない。」と追加規定する。教育職員免許法第3条1項「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」に関連して、新規に「第3条3項」を創設して、以下のように追加規定する。「第三条第一項の規定については、地方公共団体において、株式会社、NPO法人その他事業者に、その管理を包括的に委託した学校の教育職員については、これを適用しない。」教育公務員特例法第11条「校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあっては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。」について、新規に第2項を設け、以下のように規定する。「二 第十二条にかかわらず、株式会社、NPO法人その他事業者（以下「事業者等」という）が設置又は管理する学校については、校長の採用は事業者等が行い、教員の採用及び昇任は校長が行うものとする。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。」について、新設の第2項を以下のように追加する。「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、前項の規定を適用しない。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。」について、但書として以下を追加する。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、県費負担教職員の任命権は、校長に属するものとする。」	現状では、基本的に都道府県教育委員会に公立学校の教員任免権が独占されているが、公設民営の学校においては地方公共団体の首長と受託機関との間の「学校管理運営委託」の契約によって教員任免が決定されるようになる。また、受託機関たる民間事業者には、地方公共団体の首長との契約に基づいて、包括的に「学校の管理運営」が委託されることが想定され、受託機関が「包括的な学校の管理運営」の一環として、校長をはじめ教職員の任免・配置を自由に行えるようになり、多様性に富んだ教育を担い得る人材を自由に選ぶことが可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区	「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等、現行の公立小中学校教育にまつわる一連の法令の改正により、中教審で検討されている案を修正しつつ、公立小中学校に「公設民営」を導入し、学校教育の管理・運営を民間機関に委ねること（「管理・運営」には「校長・教員の任免」「カリキュラム・使用教科書の決定権」の双方を含み、公設民営の義務教育機関には「教育委員会」と「学習指導要領」とが介入・適用されない。）「地方公共団体の首長」と「教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し替え、首長を通じて地域住民の意思が的確に反映される学校教育システムを構築すること、を提案する。
5064	50640033	教職員任免権につき、教育委員会から「地方公共団体の長」に権限移行するための法令改正	学校教育法第8条「校長及び教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。」に新規の第2項を設けて、「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理運営する学校については、前項の規定を適用しない。」と追加規定する。教育職員免許法第3条1項「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」に関連して、新規に「第3条3項」を創設して、以下のように追加規定する。「第三条第一項の規定については、地方公共団体において、株式会社、NPO法人その他事業者に、その管理を包括的に委託した学校の教育職員については、これを適用しない。」教育公務員特例法第11条「校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあっては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。」について、新規に第2項を設け、以下のように規定する。「二 第十二条にかかわらず、株式会社、NPO法人その他事業者（以下「事業者等」という）が設置又は管理する学校については、校長の採用は事業者等が行い、教員の採用及び昇任は校長が行うものとする。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。」について、新設の第2項を以下のように追加する。「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、前項の規定を適用しない。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。」について、但書として以下を追加する。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、県費負担教職員の任命権は、校長に属するものとする。」	現状では、基本的に都道府県教育委員会に公立学校の教員任免権が独占されているが、公設民営の学校においては地方公共団体の首長と受託機関との間の「学校管理運営委託」の契約によって教員任免が決定されるようになる。また、受託機関たる民間事業者には、地方公共団体の首長との契約に基づいて、包括的に「学校の管理運営」が委託されることが想定され、受託機関が「包括的な学校の管理運営」の一環として、校長をはじめ教職員の任免・配置を自由に行えるようになり、多様性に富んだ教育を担い得る人材を自由に選ぶことが可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。		株式会社東京リーガルマインド		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1596	15961040	公設民営による学校教育では、「学習指導要領」を適用除外とするための法令改正	「学校教育法第20条・21条・38条・40条」および「学校教育法施行規則第24条～28条・第53条～54条2項・第55条」(すべて、小学校・中学校の学科目・授業時数の割り振り等に関する規定である)のすべてについて、以下の但書を加える。「但し、株式会社、NPO団体その他事業者が設置又は管理する学校については、本条は適用されない。」	小学校・中学校とも、学科目の構成・カリキュラム・授業時数のすべてにおいて、公設民営学校は自由に企画することが可能とされ、学習指導要領も適用されず、教科書等の教材についても、独自に選択または開発することが可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区	「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等、現行の公立小中学校教育にまつわる一連の法令の改正により、中教審で検討されている案を修正しつつ、公立小中学校に「公設民営」を導入し、学校教育の管理・運営を民間機関に委ねること(「管理・運営」には「校長・教員の任免」「カリキュラム・使用教科書の決定権」の双方を含み、公設民営の義務教育機関には「教育委員会」と「学習指導要領」とが介在・適用されない。)「地方公共団体の首長」と「教育委員会」との、公立学校教育に関する権限バランスの重心を前者に移し変え、首長を通じて地域住民の意思が的確に反映される学校教育システムを構築すること、を提案する。
5064	50640034	公設民営による学校教育では、「学習指導要領」を適用除外とするための法令改正	「学校教育法第20条・21条・38条・40条」および「学校教育法施行規則第24条～28条・第53条～54条2項・第55条」(すべて、小学校・中学校の学科目・授業時数の割り振り等に関する規定である)のすべてについて、以下の但書を加える。「但し、株式会社、NPO団体その他事業者が設置又は管理する学校については、本条は適用されない。」	小学校・中学校とも、学科目の構成・カリキュラム・授業時数のすべてにおいて、公設民営学校は自由に企画することが可能とされ、学習指導要領も適用されず、教科書等の教材についても、独自に選択または開発することが可能となる。	義務教育における公設民営の導入によって、個人の特性を重視した新しい教育形態を、一つの選択肢として提供することができるのであり、こうした新しい教育の試みが閉塞状況にある現代の教育問題に風穴を開けることになる。そのためには、民間の運営主体が教育内容や教員配置等をできるだけ自由に決定できる仕組みとし、思い切った教育を実施できる環境を整備していくことが有用と考える。	0	株式会社東京リーガルマインド	0	0
1597	15971020	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	小中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	杉並区の設置する公立小中一貫校を地方独立行政法人により管理・運営する。このことにより、理事会の設置や寄付金の提供などで、地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営を行う。	「新しいタイプの学校」の運営は、これまでの方式では対応しきれない。構造改革特区で、株式会社やNPOにより学校設置が認められているが、区は、これとは異なり、設置はあくまで区とし、教育委員会の責任を確保し、区内児童生徒の公教育の機会の公平性を担保できる地方独立行政法人による運営を目指す。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。 公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。(これまでの義務教育には不満。ただ私立には行かせられない。) 学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に進めることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1597	15971050	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人は、区が設置する学校を受託管理する事業だけを行うものであり、当該事業に係る委託契約で対応することが妥当である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971070	学級編制及び教職員定数標準の緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の児童数及び教職員定数の基準を緩和し、同法で定める学級編制定数に満たない学級であっても、同法に定める基準に該当するとみなして、教職員を配置する。	小中一貫校を区内に設置し、学級編制を30人とする予定である。ただし、学級編制基準を40人から30人に変更するものではなく、弾力的運営により、30人の学級とする。したがって15人、16人の学級は生ぜず、30人の学級人数に学級数を乗じた人数を超える希望数のあった場合は、抽選により入学者を定める。こうした学級編制に標準法に定める教職員配置数の例外を設け、少人数学級を通常の学級とみなして、県費負担教職員を配置する。	区が設置する「新しいタイプの学校」では、1学級の児童生徒数を30人とする。こうした教育を実施するために、少人数学級を標準定数の学級とみなして、教職員の配置を行うことが必要である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971080	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	校長をはじめとする県費負担教職員の任命権を市区町村教育委員会に付与する。	都道府県が持つ任命権を市区町村に移すことにより、小中一貫校を委託する地方独立行政法人に通じた教職員を派遣する。	地方独立行政法人が管理する「新しいタイプの学校」の目的を達成するためには、区への帰属意識を持ち、区の教育目標及び教育の向上に取り組む教職員を確保し、地方独立行政法人の管理する学校に適応した校長、教頭、教職員を派遣する必要がある。こうした目的のためには、都が任命権を有する現在の制度では対応できないため、区教育委員会がすべての教職員の任命権を持つことが必要となる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971090	区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保	区が任命権をもつ県費負担教職員の給与は都が負担する。	区が任命する県費負担教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づいて都が負担し、都の支出金を受け区が支給する。	区が任命権を持つのは、地域のニーズに適した教職員を、地方独立行政法人が管理する小中一貫校に派遣するためであり、当該校は区立学校であるので、義務教育費国庫負担の趣旨に基づき、現行制度を適用する必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971100	県費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の区市区町村からの支給	県費負担教職員の旅費及び超過勤務等手当の市区町村による負担	区が設置する小中一貫校で行う上乗せ授業の実施に際して必要となる、教員の超過勤務、旅費などを、区市区町村が、支給できるようにする。	市町村立学校職員給与負担法及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により超過勤務手当や旅費などは都が負担することになっている。区が設置する小中一貫校では、他の小中学校と異なるカリキュラムを実施するため、これまでの超過勤務手当や旅費の支給基準では対応できない。そのために都により負担される旅費、超過勤務手当に加えて、区が負担して超過勤務手当、旅費が支給できるようにする。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1597	15971110	特別負担金の徴収	地方独立行政法人の管理する学校で行う予定の、上乘せ授業に要する経費を特別負担金として児童生徒の保護者から徴収する。	学習指導要領に基づく、義務教育の範囲を超える独自の教育カリキュラムによる授業(以下、上乘せ授業という)の実施によって生じる経費のうち、一定額(低額)については、特別負担金を徴収する。経済的事情により負担が困難な児童・生徒に対しては、減免制度を設ける。 * 上乘せ授業について 他の区立小中学校では実施されない小学校1年からの英語学習、小学校5年からの選択教科の導入等による、通常の授業時間数を超過して行われる授業時間のこと。	区立小中学校で行われていない上乘せ授業を実施するに当たり、区内他の公立小中学校に通う児童生徒との均衡を保つため、また経済的な事情から私学に通うことができない児童生徒に対し、安価な経費で、通常の公教育の範囲を超えた教育を実施するために、特別負担金を徴収する。特別負担金は、上乘せ授業に必要な教職員の増員分、時間外手当相当分などに充てられる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971120	教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲	地方独立行政法人が管理する学校の教科書については、当該法人が教科書を採択する。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校の教科書については、当該校の教育にふさわしい教科書を検定済み教科用図書から教科書選定委員会において選定し、採択する。	地方独立行政法人の自主性を尊重し、小中一貫校の目標に沿った教育を実施するために教科書の採択を当該地方独立行政法人に委ねる必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971140	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。	地方独立行政法人が管理する学校を寄付金控除の対象とすることにより、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながる。また、現行法では独立行政法人や私立学校法に規定する学校法人に対する寄付金は寄付金控除の対象とされており、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めている。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1571	15711010	学校運営委員会委員の任命権を市長に付与	保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会を設置する。この委員会は、附属機関等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由な発想による裁量権を有する機関として位置づける。学校は地域の財産であり、市長の権限の関与が不可欠であるので、学校運営委員会委員の任命権限を市長に付与する。	(事業内容) 学校運営委員会委員の任命権限を市長に付与する。 (効果) 学校は地域の財産であり、市長が総合調整権限を有し、教育委員会と連携して学校運営が期待できる。	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を発揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。
1571	15711020	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(校長の公募と任免権限の付与)	保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会事務局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会を設置し、都道府県教育委員会の権限に属する校長の公募と任免権を学校運営委員会に付与する。この委員会は、附属機関等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由な発想による裁量権を有する機関として位置づける。	(事業内容) 校長の公募と任免権の付与(特色ある教育の実現のために、校長を公募し、その任免権限を学校運営委員会に付与する。) (効果) 地域が期待する学校像に適した校長の配置が期待できる。学校運営委員会が直接面接を行うなど住民参加により、市民権限の拡大を図ることができる。	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を発揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1571	15711030	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の勤務評定実施権限の付与)	市町村教育委員会の権限に属する教職員の勤務評定実施権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 教職員の勤務評定実施権の付与 (教職員の任免権の前提として、学校運営委員会が勤務評定を行うことができるようにする。その勤務評定を教職員の人事、給与に反映させ、成果や能力に対応した支給とする。)	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を發揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。
1571	15711040	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(教職員の研修実施権限の付与)	都道府県教育委員会や市町村教育委員会のほかに、教職員の研修実施権限を1で述べた学校運営委員会にも付与する。都道府県教育委員会、市町村教育委員会が実施する研修は従来どおり行うこととし、個々のニーズに応じた研修の実施権を学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 教職員の研修実施権の付与 (必要ときに、教職員のニーズや課題に応じた内容の研修が実施できるように、また、学校・教職員の主体的な研修を支援できるようにするため、研修実施権限者として学校運営委員会を加える。)	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を發揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。
1571	15711050	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(校内組織の決定権限の付与)	市町村教育委員会、校長の権限に属する校内組織の決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。また、都道府県教育委員会の権限に属する学級編制権を学校運営委員会に付与し、「都道府県教育委員会の同意」を「通知」とする。	(事業内容) 校内組織の決定権の付与 (教務主任、学年主任、生徒指導主事などの校内組織については、制度化された学校ではなく、地域の中に位置づけた学校としてとらえ、その決定権限を学校運営委員会に付与する。また、学級編制権限についても同様とし、都道府県教育委員会への通知ですます。)	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を發揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。
1571	15711060	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(学習指導要領外の教育課程の編成権限の付与)	国が基準として定めている教育課程の編成、教科の設定、授業時間数の設定について、その決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 「802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施が可能とされている。児童・生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるようにするために基準外教育課程の編成権等を学校運営委員会に付与する。	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を發揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。
1571	15711070	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与(検定を経た教科用図書の採択権限)	国が検定した教科用図書を採択する市町村教育委員会の権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	(事業内容) 教科用図書の採択権の付与 (小学校及び中学校において使用する教科用図書を検定を経た教科用図書のうちから採択する権限を学校運営委員会に付与する。教科用図書採択地区や市町村教育委員会の採択ではなく、学校の指導方法や方針に最も適合した教科用図書を柔軟に採択できるようにしたい。)	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたところである。しかしながら、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市がこれまでに提案してきた住民参加型学校運営とは大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策を推進している。このような行政の姿勢と市民意識が高まるなかで、学校運営についても市民の関わり意識が成熟してきている。本市としてはこの機を逸することなく住民が参画する運営委員会により大きな権限及びそれに伴う責任を与えることで、多様かつ地域に密着した教育を実現したいと考えている。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設された。しかし、教育委員会の権限の一部を新地教行法以上に、本市が提案する住民参画による「学校運営委員会」に付与し、現場の裁量権を拡大することにより、教育の現場がより自由に判断や活動ができるようになる。これにより学校が創意工夫を發揮し多様な教育活動を行うことができる環境を整え、より特色のある学校づくりの実現を目指すとともに、市民教育の実現、市民権限の拡大を目指すものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1640	16402010	住民参加型の学校運営	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与することができるように制度の整備又は特例を求めるもの。	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与する。 校長の公募と任免権の付与 教職員の勤務評定実施権の付与 教職員の研修実施権の付与 校内組織の決定権の付与 基準外教育課程の編成権の付与 教科用図書の採択権の付与	第159回国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正され、学校運営協議会制度は創設されたものの、運営委員会の任命権及び付与される権限等については、本市が求める制度といまだに大きな開きがある。本市は、市政基本方針に情報公開と市民参加を掲げ、情報を共有した市民とともに市政運営を行う姿勢を示している。また、市民の側にもあらゆる行政分野に参画する意識が育っており、行政との協働歩調が本市の標準となりつつある。昨年9月には「多治見市子どもの権利に関する条例」が可決され、子どもを対象とした先駆的な施策	岐阜県	岐阜県多治見市	多治見市教育再生計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本市立小中学校の一部をモデルとして、地元住民、保護者の代表を含む住民参加型の学校運営委員会を条例で設置し、学校運営の権限を学校運営委員会に与える(任命権限は市長に付与する)。 もって学校の運営管理及び教育の実施について、社会、地域住民のニーズに応じた多様で機動的かつ柔軟な学校運営を可能とするための支援を求める。 ・同年齢の子どもたちが相互に関係がもてる十分な機会とその子の発達にあった教育を受ける機会を保障するため、統合教育に関する教職員を配置できるよう支援を求める。
1518	15181020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	現在、文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会で教育制度の見直しについて検討されている。一方、平成16年6月4日に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針2004」において、個別項目として、教育の分野について、平成16年度を目途とする教育委員会の改革が示された。また、地方教育の組織及び運営に関する法律第23条各号に規定する教育委員会の職務権限は、政治的中立性が重要なものないとは言えないが、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会を特別視し、このために独立委員会を設置する理由はない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1518	15181060	教育に関する事務分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中「」とあるのを「長と協議の上で分担し、それぞれ管理し、及び執行する」と改める。	自治体の粋工夫による無駄を省き、効率的な行政運営を展開する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で規定している教育委員会の職務権限については、例えば、スポーツと健康づくり、青少年育成と児童福祉など、市長部局と教育委員会で重複する分野については、中立性が占める比重よりも効率的な行政運営を図る意義の方が大きく、両者で協議の上で分担することにより、効率的な行政運営を行うことが可能となる。貴省は、終始一貫して「中立性の担保」を懸念しているが、同法第4条第1項、第24条、第28条第1項の規定からすれば、必ずしも中立性が担保されていると解することはできない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1175	11751010	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	(拡充提案) ・NPO法人の設置する学校の認可適用範囲の拡大、特定のニーズを内閣府が認めたものに適用すること。 ・学校設置基準を実現可能なレベルまで引き下げたものとする。 ・設置認可の手続きを逆にする他、認可の権限の委譲を行う。 学校設置の企画申請、内閣府の認証 公開と協力自治体、省庁の公募 自治体の認可 都道府県への届出	学校施設は空き校舎又は空き教室またはそれに準ずる施設を活用、NPO法人全国教育ボランティアの会の培ってきたノウハウと人材を活用する他、科学的体験指導にたけた教員を採用して運営する。 授業料は有償とするが、科学体験学習を行うにあたっての消耗材料費などの費用の徴収を別途視野に入れている。 小人数、小規模の学校としてスタートし、実績を上げつつ地域の期待に応えられる規模としていく予定。 ・教育成果は設置者であるNPO法人が責任を負うものとする。	0	埼玉県、東京都、神奈川県	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの理科実験自然観察などの体験学習の活動の拠点としているこの地域においては小中学生の体験学習を通して行われる教育の場が必要とされている。 ・自然科学、社会科学体験学習を通して創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に理数教科授業を重点教科として加える他、総合学習を統合した体験学習を月20時間程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1286	12861010	NPO法人学校の教育対象範囲の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要と認められる生徒、児童又は幼児を対象」とされている対象範囲を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。	私たちは2004年4月に箕面市でNPO法人による無認可の学校を開校し、不登校児童や発達障害児童のほかに、既存の学校では提供されない特別な学習ニーズを持つ子どもたちに対しても指導を行っている。ここでいう特別な学習ニーズというのは、外国語、芸術、多文化教育などの特化する学習分野というばかりでなく、個別化、個性化教育やプロジェクト中心の実践型教育などの生徒一人一人の学習ニーズに柔軟に対応できる教育方式も含んでいる。本特区の事業では、その学校を特区認可のNPO法人学校として開設し、さらに今回提案している公設民営学校の委託先となるよう規制緩和を求めている。	NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とするように再提案する。私たちが創る学校は、子ども一人一人の学習ニーズに応じられるよう小規模で、複学年クラス制、個別学習重視、プロジェクト学習重視の教育を行う。そのような方式であるから、不登校や発達障害で現在の学力が劣っている生徒に対しても、十分な教育効果が期待できる。	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想(現みのおパイロットスクールの設立)	この実験学校は公設民営方式の学校とし、地方公共団体が学校の設置者となりその管理運営をNPO法人等の民間学校事業者へ委託する。地方公共団体は、所有の遊休施設の供与、県費負担職員の派遣、あるいは管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的プロジェクトを実現するために、次の特例措置を提案する。(1) NPO法人学校の教育対象範囲の拡大、(2) NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和、(3) 小・中学校における公設民営方式の容認、(4) 公設民営学校における授業料の徴収、(5) 公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1309	13091010	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることとする。構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする。	東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPOの子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選抜肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本語)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができ大切な学びの場である。現在、聖学校では、ろう児の言語による日本語による教育が行われておらず、教員とのコミュニケーションがとれず、指導内容・授業内容が理解できない。そのために不登校にならざるをえない状況でもある。	4次提案後に話を聞いていただける場を設けていただいたが、特別なニーズを必要とする児童が不登校にならざるを得ない状況を改善する具体的な解決策にまでは残念ながら至らなかった。本来、NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域及び社会のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。特別支援教育であるろう教育における特別なニーズとして、認めていただきたく、ここに再提案する。	東京都	NPOバイリンガルろう教育センターの子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPOの子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本語)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカキャロレット大学なども注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。
1313	13131010	NPO法人による不登校等対象以外の学校設置の容認	構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な措置が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児(次項において「不登校児等」という)を対象とするものとされている要件を拡大し、その後「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒若しくは幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする。	2005年4月に横浜市において開校する予定の当学園では、子どもの年齢、発達に即し、全人的な教育を行う。現在開校準備段階であり、校舎の整備改修、学校説明会などを行っている。10月から生徒募集を開始(小学1~3年)、2005年からはプレスクールを実施し、4月から全日制としての活動が始まる。私たちは「横浜にシュタイナー学園をつくる会」としてスタートしたが、それは横浜市およびその近郊での長年のシュタイナー教育の実践があつて始まったもので、そのニーズがあつてこそその活動である。この特例事項によって、このようなニーズの子どもたちが通うことのできる学園が「学校」として認められうる。不登校の原因はさまざまであり、その対策も多様である。「多様な需要に対応した教育」を行う多様な学校ができることにより、当の不登校という問題自体に解決の糸口を与える効果があると考えられる。また、既存の公立、私立の学校に対しても、交流を持ちながら、ともによりよい教育をめざすことができる。	横浜シュタイナー学園の教育は「不登校児等」のみを対象としたものではない。当学園の2005年4月の開校時に入学する児童は、結果的に「不登校児」となるが、このような不登校は、「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」わけでもなく、また「発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴う」理由によらない。当学園は第2次特区提案で認められたNPO法人立学校を目指して自治体に働きかけてきたが、こうした対象の限定により、「当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育」をNPO法人立学校として担うことが困難である。また、文部科学省は「不登校児等」の中に多様な教育のニーズを含めることができるという解釈を出しているが、自治体によってその読み方が異なる。自治体が解釈の拡大に消極的であることがNPO法人立学校の実現を遠ざけていると思われる。シュタイナー学校は世界各地で公に認められ、最初のシュタイナー学校がドイツに創設されて以来、現在世界中で870校を超える学校がある。世界的に高い評価を得ているシュタイナー教育をわが子に授けたいと願う親たちが日本にも確実に存在し、かつてはそれを求めて海外へ転出した家族もいたほどだが、近年この教育法を海外で学んで帰国する教師たちが増えてきたこともあり、フリースクールの形であるが、これまで日本に6箇所の全日制シュタイナー学校が活動を始めている。横浜およびその近郊では、全日制ではないが、週一回の小学生クラスという形での取り組みが長く続けられてきており、しっかり根付いている。また、幼稚園でこの教育に触れる子どもたちも少なくないことから、こうした教育のニーズを受け止め、それを可能にするために、特区の精神にのっとり、いわゆる不登校によらなくともこうした教育を堂々と選択できることが可能となるようにしていきたい。	神奈川県	NPO法人横浜シュタイナー学園	「不登校等」に限らないNPO法人立学校構想	NPO法人横浜シュタイナー学園は2005年4月に小学校1~3年で開校し、以後学年を増やし、中学3年までの小中一貫教育を行う。カリキュラムは添付の資料に詳しく、シュタイナー教育が「不登校等の教育」と自治体等から認められないため、構造改革特別区域法第13条第1項の「不登校等」の規定をさらに明確にする規定を追加する。また、NPO法人が学校を設立し、私立学校と同等の扱いとなつても、私学助成はないというのは、イコールフットリングの面から不合理である。補助金制度の見直しも地域再生の支援措置として必要である。さらに、NPO法人立学校の設置の際の建築基準法関連の規制の緩和を求める。
1356	13561010	NPO法人立学校の対象要件「不登校児等」の拡大	構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められている児童、生徒若しくは幼児(次項において「不登校児」という。))に続けて、「その他当該自治体が多様な教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒若しくは幼児」という規定を追加する。	当校は、宮沢賢治の「農民芸術概論綱要」に示された精神とシュタイナーの教育理念と方法論に基づいた教育を実践しているシュタイナー学校である。現在では幼・小・中等部までであるが、近い将来、高等部を設立して幼児から高等部までの一貫教育を目指している。少人数クラス編成で、クラス担任は1年生から8年生までの持ち上がりである。地域の特性を生かした総合学習的な内容の授業も豊富に盛り込み、近隣の自然環境や地域の人材を生かした独自の教育プログラムを実践している。そもそも「不登校児」のための学校として設立された学校と、特徴ある教育を積極的に求めて通う学校とは、その教育内容や社会的意義も違ってくる。要件を拡大することによって、多様な教育のひとつであるシュタイナー教育を実践する学校の本来持っている当校の実績が正しく社会に受け止められ、法的な「学校」として特徴ある教育を提供する新しいタイプの学校のひとつのモデルとして今後の教育行政に貢献できる。	「不登校児」の原因や背景等は様々であり、構造改革特別区域法や文部科学省の定義で表される児童や生徒だけではなく、保護者の教育観によって不登校になっている児童、生徒が多数含まれている。こうした新しい教育観を持って学校を選ぶ子どもはほとんどがNPOに代表される自主的な学びの場に通っているのが現状である。こうして、すでに多くの子ども達が高い学習意欲を抱いて通学し、十分な実績を有しているNPOが多数存在しているにもかかわらず、あえて要件を限定することで設置認定が困難となり、そうした子ども達を法の領域外に放置しているということは教育行政上得策とは考えられない。一方、自治体によっては、公立にあえて通わずに当校を選んだ子ども達を「不登校児」とは解釈できないとの理由で設置認定申請への協力を拒否している現状もある。また、特に義務教育の期間をNPOに委ねることに躊躇しているようだが、第4次提案後に行ったNPOの実態調査を充分踏まえてその実績や将来性を慎重に検討した上での判断を求める。	東京都	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校	教育改革特区「不登校児等・生徒に限定されない」NPO法人による小規模学校設置の容認	シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持って学校を選択する子ども達の意思を尊重し、また、その子どもたちが、自治体等からは「不登校児等」とは認められないため、「不登校児等」の更なる要件緩和を求める。そして、私学振興助成法を緩和することにより、NPO法人立学校の運営基盤の安定をはかり、公立・私立学校との設備や教師の質等の格差を防ぐ必要があると考える。さらに、NPO法人が独自に校舎を取得もしくは新築していくことは困難である現状から、既存の民間事業所等を借用しての校舎転用の可能性を広げるために建築基準法の校舎設置基準の緩和を求める。
1440	14401010	NPO法人による不登校等対象以外の学校設置の容認	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とするようにここに再提案する。	0	第4次提案に続いて、再提案する。NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。英語教育へのニーズはその一つに過ぎず、理数科教育、スポーツ、芸術等に重点を置きたいとするニーズが考えられる。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間性の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1560	15601010	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とするようにここに再提案する。	0	第4次提案に続いて、再提案する。NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。英語教育へのニーズはその一つに過ぎず、理数科教育、スポーツ、芸術等に重点を置きたいとするニーズが考えられる。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1562	15621010	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とするようにここに再提案する。	0	第4次提案に続いて、再提案する。NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。英語教育へのニーズはその一つに過ぎず、理数科教育、スポーツ、芸術等に重点を置きたいとするニーズが考えられる。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1564	15641010	NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とするようにここに再提案する。	0	第4次提案に続いて、再提案する。NPO法人が設立できる学校を「不登校児等」を対象とした学校に限定することは、NPO法人が設立する学校の種類を限られたものとしてしまう。今日、「地域のニーズ」はきわめて多様化しており、学校はそうしたニーズに応えるべきである。英語教育へのニーズはその一つに過ぎず、理数科教育、スポーツ、芸術等に重点を置きたいとするニーズが考えられる。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。
1658	16581010	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の認可適用範囲の拡大	(拡充提案) ・NPO法人の設置する学校の認可適用範囲の拡大、特定のニーズがあるものに対象を拡大し、不登校児童等に限定しない。	学校施設は空き校舎又は空き教室またはそれに準ずる施設を活用、NPO法人全国教育ボランティアの会の培ってきたノウハウと人材を活用する他、体験指導にたけた教員を採用して運営する。 授業料は有償とするが、多様な創造的な教育を行うにあたっての補助教材費などの費用の徴収を別途視野に入れている。 小人数、小規模の学校としてスタートし、実績を上げつつ地域の期待に応えられる規模としていく予定。 ・教育成果は設置者であるNPO法人が責任を負うものとする。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1286	12861020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認めた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。	私たちは学校の施設として既に箕面市内の民家を賃借している。生徒一人当たりの普通教室の面積は基準をほぼ満たしているが、天井の高さや廊下の幅などは学校施設としての基準を満たしていない。安全性に支障がない限り、基準を緩和してほしい。また特別教室や体育館、運動場なども保有していない。これらはないにある公共施設を利用することによって代替したいと考えている。	活用可能な文教施設の施設設置は必ずしも従来の学校設置基準を満たすとは限らない。特に運動場、教科教室等に関して施設に関しては、他の文教施設との共同利用を認めるなど、弾力的な配慮が欠かせない。既に現行制度で、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であるが、運用の判断主体は、所管庁の「都道府県知事」となっているため、都道府県と再度調整するという手続きを経る必要がある。従って、実際に純粋に現行制度で対応可能とは言えず、迅速な学校設置を阻害しているため、特区の学校設置非営利法人が設置する場合の学校においては、認定自治体の長が設置基準を満たしているかどうかを判断することとする。	大阪府	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおパイロットスクール構想(現みのおパイロットスクールの設立)	この実験学校は公設民営方式の学校とし、地方公共団体が学校の設置者となりその管理運営をNPO法人等の民間学校事業者へ委託する。地方公共団体は、所有の遊休施設の供与、県費負担職員の派遣、あるいは管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的プロジェクトを実現するために、次の特例措置を提案する。(1) NPO法人学校の教育対象範囲の拡大、(2) NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和、(3) 小・中学校における公設民営方式の容認、(4) 公設民営学校における授業料の徴収、(5) 公設民営方式による学校への県費負担職員の参加の容認。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1309	13091020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。	東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本語)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者とう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。学校設置に講ずべき施設、設備について占有で準備することは困難であることから、現在の学校の空き教室を借用し、図書室、体育館、運動場等は共同利用で利用することなど考え、既存の施設、設備を有効に活用したいと考えている。また、学年制にこだわらず、チーム・ティーチングを行う。	4次提案では「教育に支障がない限りにおいて、設置基準にもとずく地域の実情に応じた基準の弾力的な運用について当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられている(D-1)」との回答をいただいたが、左記のような既存の地域学校の施設、設備を共同で利用し、特別支援教育であろう教育における特別なニーズを満たす場合においても、所管庁に委ねられていると解釈してよろしいか。所管庁の疑問を払拭する上でも再提案させていただいた。	東京都	NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO龍の子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本語)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本言語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカキャロレット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。
1440	14401020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。	0	活用可能な文教施設の施設設置は必ずしも従来の学校設置基準を満たすとは限らない。特に運動場、教科教室等に関して施設に関しては、他の文教施設との共同利用を認めるなど、弾力的な配慮が欠かせない。既に現行制度で、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であるが、運用の判断主体は、所管庁の「都道府県知事」となっているため、都道府県と再度調整するという手続きを経る必要がある。従って、実際に純粋に現行制度で対応可能とは言えず、迅速な学校設置を阻害しているため、特区の学校設置非営利法人が設置する場合は学校においては、認定自治体の長が設置基準を満たしているかどうかを判断することとする。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。
1560	15601020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。	0	活用可能な文教施設の施設設置は必ずしも従来の学校設置基準を満たすとは限らない。特に運動場、教科教室等に関して施設に関しては、他の文教施設との共同利用を認めるなど、弾力的な配慮が欠かせない。既に現行制度で、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であるが、運用の判断主体は、所管庁の「都道府県知事」となっているため、都道府県と再度調整するという手続きを経る必要がある。従って、実際に純粋に現行制度で対応可能とは言えず、迅速な学校設置を阻害しているため、特区の学校設置非営利法人が設置する場合は学校においては、認定自治体の長が設置基準を満たしているかどうかを判断することとする。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1562	15621020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。	0	活用可能な文教施設の施設設置は必ずしも従来の学校設置基準を満たすとは限らない。特に運動場、教科教室等に関して施設に関しては、他の文教施設との共同利用を認めるなど、弾力的な配慮が欠かせない。既に現行制度で、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であるが、運用の判断主体は、所管庁の「都道府県知事」となっているため、都道府県と再度調整するという手続きを経る必要がある。従って、実際に純粋に現行制度で対応可能とは言えず、迅速な学校設置を阻害しているため、特区の学校設置非営利法人が設置する場合は学校においては、認定自治体の長が設置基準を満たしているかどうかを判断することとする。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1564	15641020	NPO法人による学校設置の際に講ずべき各種基準の適用の緩和	第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることになる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。	0	活用可能な文教施設の施設設置は必ずしも従来の学校設置基準を満たすとは限らない。特に運動場、教科教室等に関して施設に関しては、他の文教施設との共同利用を認めるなど、弾力的な配慮が欠かせない。既に現行制度で、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であるが、運用の判断主体は、所管庁の「都道府県知事」となっているため、都道府県と再度調整するという手続きを経る必要がある。従って、実際に純粋に現行制度で対応可能とは言えず、迅速な学校設置を阻害しているため、特区の学校設置非営利法人が設置する場合は学校においては、認定自治体の長が設置基準を満たしているかどうかを判断することとする。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1175	11751030	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置手続きの特例措置	・学校設置基準を実現可能なレベルまで引き下げるものとする。 ・設置認可の手続きを逆にする他、認可の権限の委譲を行う。 学校設置の企画申請、内閣府の認証 公開と協力自治体、省庁の公募 自治体の認可 都道府県への届出	子どもたちに多様な教育を提供し、それを保護者が選択できるようにすることは国の責務。 規模の大小や運営費、施設の大小ではなく、教育内容がしっかりと担保される内容であることを設置の要件とする。 小規模校にはそれに見合った施設が、大規模校にはそれに見合った施設を用意するのが無駄が無く合理的なやり方である。 (効果) ・無駄な、合理性を欠いた融通の利かない法の運用は、受益者たる国民の利益に反する法の濫用になりかねないが、現実性の有る基準を特区に置ける特例措置として実施することで教育行政に係る経費の膨大な節減につながる。 ・特区の特性を生かし、現存の法に縛られないやり方で、新しい時代を創る学校の設立に寄与することは、次代を担う青少年の育成の観点からも欠かせない。地方に依存するほど法の縛りはきつくなり、融通の利かない運用になる。このことが新たな施策の障害となっていることをふまえ、申請と設立認可の手順の見直しが必要である。	0	埼玉県、東京都、神奈川県	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	・子どもたちの理科実験自然観察などの体験学習の活動の拠点としているこの地域においては小中学生の体験学習を通して行われる教育の場が必要とされている。 ・自然科学、社会科学体験学習を通して創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に理数教科授業を重点教科として加える他、総合学習を統合した体験学習を月20時間程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1658	16581030	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の設置基準の緩和と手続きの弾力化	・学校設置基準を実現可能なレベルまで引き下げるものとする。 ・設置認可の手続きを逆にする他、認可の権限の委譲を行う。 学校設置の企画申請、内閣府の認証 公開と協力自治体、省庁の公募 自治体の認可 都道府県への届出	子どもたちに多様な教育を提供し、それを保護者が選択できるようにすることは国の責務。 規模の大小や運営費、施設の大小ではなく、教育内容がしっかりと担保される内容であることを設置の要件とする。 小規模校にはそれに見合った施設が、大規模校にはそれに見合った施設を用意するのが無駄が無く合理的なやり方である。 (効果) ・無駄な、合理性を欠いた融通の利かない法の運用は、受益者たる国民の利益に反する法の濫用になりかねないが、現実性の有る基準を特区に置ける特例措置として実施することで教育行政に係る経費の膨大な節減につながる。 ・特区の特性を生かし、現存の法に縛られないやり方で、新しい時代を創る学校の設立に寄与することは、次代を担う青少年の育成の観点からも欠かせない。地方に依存するほど法の縛りはきつくなり、融通の利かない運用になる。このことが新たな施策の障害となっていることをふまえ、申請と設立認可の手順の見直しが必要である。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1177	11771010	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小中学校の特例措置	株式会社設立する小学校の設置基準を実現可能なレベルまで変更する	(地域徳性)この地域においては小中学生の体験学習を通して行われる全人格教育の場が必要とされており、またこのような体験的学びへ参加の意識が高く、設立を期待されている。また、体験合宿施設は大阪に近い小豆島にある (意義)自然科学、社会科学体験学習を通して科学的に探求する心構えを持った創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の牽引力になる。 (目標)公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の設置は地域の教育の活性化につながる。 ・まず実現可能な環境を整備し特区における得襟措置を活用して教育成果を検証することが必要です。	大阪市	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育教育に重点をおく株式会社設置する小中学校の特例措置	(地域徳性)この地域においては小中学生の体験学習を通して行われる全人格教育の場が必要とされており、またこのような体験的学びへ参加の意識が高く、設立を期待されている。また、体験合宿施設は大阪に近い小豆島にある (意義)自然科学、社会科学体験学習を通して科学的に探求する心構えを持った創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の牽引力になる。 (目標)公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1178	11781010	不登校児童生徒のための株式会社設置する小中学校の設置基準の緩和	不登校児童生徒のための株式会社設置する小中学校の設置基準を実現可能なレベルまで緩和する	(地域徳性)個性豊かな児童生徒が、既存の学校の中で自己表現をできず、不登校や非行の形で問題が顕在化している。保健室登校やフリースクールでの出席認定などを含めると膨大な数に達する。児童生徒が減少する中で、このような児童が増加傾向にある。 (意義)既存の学校で受け止められない児童の教育を担う学校の必要性がある。この学校の教育成果により、児童に活力が生まれ、生き生きとすれば日本の教育の成果は拡大し、将来を担う青少年の輩出につながり、産業、経済、文化の発展維持に大きな力となる。 (目標)公立小中学校のからはみ出た児童の健全な学びの場をつくり、豊かな心と生きる力を持つ子どもたちを育成する。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の設置は地域の教育の活性化につながる。 ・まず実現可能な環境を整備し特区における得襟措置を活用して教育成果を検証することが必要です。	神奈川県	(株)秀学	株式会社が設置する学校の規制緩和	不登校や学校に適應できない様々な児童に対する教育を行う新しいタイプの学校を設置したい。画一的な教育課程や教員だけでは対応できない学校であることから、現存の学校とは異なる、実現可能な設置基準の適用の下で設置し、多様なきめ細かなココの指導が必要なことから教育課程や教員採用と配置を柔軟に行い、子どもたちが元気になる、生き生きと生きる力を育む教育を行う。この観点から、様々な規制の緩和を提案する。
1561	15611010	校地・校舎の自己所有を要しない小中学校等の設置の際に満たすべき各種基準の緩和	「校地・校舎の自己所有を要しない小中学校等設置事業」においても、各学校別の設置基準を満たすことが求められているが、この義務について、「各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来さないことを認められた場合には、所管庁は原則その判断を受け入れることとし、当該基準を満たさなくてもよいものとする。」とし、当該事業を拡充する。	0	実際に、現在の特例措置のままでは、高校をやる場合は、借りる施設もともと高校であったものでないといけなく、など極めて限定的となっており、また、廃校利用に悩む自治体や施設を借りたい企業・NPO法人が利用したい特例となっている。設置基準ができる前に設立された学校で全く設置基準を満たさない学校も存在するが、それらの学校も何ら問題なく、卒業生を輩出し、教育事業を実施している。	長野県	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野子ども村小・中一貫校構想	長野チャーター・スクール研究会は長野県を共同提案者として第2次提案を行った。本年6月、「特区学校法人」として「ながの子ども村小中学校」を申請した。来年4月の開校をめざしたが、校舎のある地域の住民の理解が得られず、平成16年度の開校を断念せざるを得なかった。平成17年に開校をめざして、努力したい。この学校は個性化教育を実践し、個性ある人間の形成をめざす。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1444	14442020	幼小一貫校の実現	幼小一貫校を実現するための学校教育法の緩和	近接する幼稚園及び小学校を統合一体化し、9年間を2年と7年あるいは4年と5年というように実際の発達段階にあわせて設定できるような法改正を行う。	現在の学校教育法では、小学校の修業年限は6年、中学校は3年と規程されているため、小中及び幼小一貫校を設置することができない。そこで、学校教育法を改正し、地域及び児童・生徒の実情にあわせた弾力的な教育を実施する。	静岡県	沼津市	一貫教育の推進	肉体的・精神的に発達段階に大きな差のある未就学児童から中学生までの期間について、既成の修業年限にこだわらず、地域それぞれの実情にあわせ柔軟に対応するため、小中学校の統合及び幼稚園と小学校を一体化し、一貫性のある教育の実現を図る。
1444	14442010	小中一貫校の実現	小中一貫校を実現するための学校教育法の緩和	近接する小中学校を統合一体化し、9年間を4年と5年あるいは5年と4年というように実際の発達段階にあわせて設定できるような法改正を行う。	現在の学校教育法では、小学校の修業年限は6年、中学校は3年と規程されているため、小中及び幼小一貫校を設置することができない。そこで、学校教育法を改正し、地域及び児童・生徒の実情にあわせた弾力的な教育を実施する。	静岡県	沼津市	一貫教育の推進	肉体的・精神的に発達段階に大きな差のある未就学児童から中学生までの期間について、既成の修業年限にこだわらず、地域それぞれの実情にあわせ柔軟に対応するため、小中学校の統合及び幼稚園と小学校を一体化し、一貫性のある教育の実現を図る。
1597	15971010	公立小中一貫校の設置	現在の学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としているが、新たに小中一貫校を「(仮称)初等中等学校」として設置する。	現在の小学校及び中学校の区切りを変更し、小学校の教育課程と中学校の教育課程を、初等部(4年)・中等部(5年)とする。	現行の制度では、小中一貫校が目指す次の効果を上げることができない。 基礎基本の確実な定着 少人数指導・無学年制による習熟度別指導により、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れる。 社会人として自立していける資質・能力の育成 学習リテラシー教育により、情報を取り扱う力、コミュニケーションする力などを養い、社会人として自立していくことのできる資質・能力の育成が図れる。 学力の向上 無学年制による習熟度別指導などによる子どもの発達段階、達成状況に応じた指導により学力の向上が図れる。 部活動の充実、行動規範の習得 多数の生徒による部活動の活性化・異年齢交流等により心身の鍛錬、集団生活の規律を身につけることができる。 教育改革の推進 小中一貫校の実現により、区の他の学校の特色のある学校づくりや、地域に開かれた地域の中にある学び舎としての学校づくり、小中連携教育の推進を図る。また、杉並以外の近隣地域の公立学校の運営のあり方に大きな影響を与え、さらには教育の地方分権を加速する役割を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1597	15971060	小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、平成14年に作成されたもので、小中一貫校を想定した内容となっていないので同基準の緩和が必要である。	小・中一貫校を設置し、学級定員を30人とする生活指導を中心とする学級運営、無学年制の習熟度別指導・少人数指導による学習活動を行う。	小中一貫校に適合した基準とする必要がある。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1284	12841010	通信制高校が行う各教科・科目等の面接指導を、技能教育に関する連携措置を取っている技能教育施設を教場として、通信制高校教員が行えること。	通信制高校と学校教育法施行令第32条に基づき指定を受けた技能教育施設の両方で学ぶ生徒に対し、通信制高校で本来実施する普通科目等技能連携科目以外の科目について、連携措置を取っている技能教育施設を教場とし、通信制高校の教員が面接指導を行えること。 現行制度では、高等学校通信教育規程第3条の協力校(高校)において可能と明記されているのみであり、技能連携施設における高校側の出張面接指導の可否についての法律はない。 また、技能教育施設を教場として、高校教員が出張授業を行うことの高校教育の質の担保に関しては、技能教育施設として県教委が指定するにあたり、「年間指導時間680時間以上」を含めたいくつかの要件が定められており、本校の前身がそうであったことも踏まえ、可能と思われる。尚、技能教育施設には、上記指定要件の他、高等学校通信教育規程第6条に掲げる施設を用意させることとする。	通信制高校が行う各教科・科目等の面接指導を、技能教育に関する連携措置を取っている技能教育施設を教場として、通信制高校教員が行えること。 一般的に生徒にとって地元で技能教育施設があり、他都道府県を含め遠方に連携措置をとっている通信制高校が所在する。協力校のない本校の場合、高校の面接指導を受けに生徒は遠方まで通わねばならず、通学に要する時間的・経済的負担は増大する。技能教育施設に高校側教員が出張し、生徒に面接指導を施すことで、それらの負担を軽減する効果が見込める。 また、不登校経験を持つ生徒は環境変化に敏感である。面接指導を受けに遠方の高校施設に行くことは、通学に要する時間的・経済的負担を差し引いたとしても実態としては成り立ちづらいと思われる。	本校の前身は大学受験付与資格のある専修学校高等課程であったが、中学現場や中学生の保護者からは教育内容よりも高校卒業資格の有無を問われた。そこで県外広域通信制高校と技能連携を行い、技能連携科目以外の高等学校の科目についても生徒は技能教育施設(高等課程)で学べるよう高校側と連携措置をとった。 しかし本校が通信制高校の認可を受けた後、技能連携を希望する教育施設に対し、本校教員が出張することで現地生徒の負担を軽減するよう構想したが、高校の科目を指導できる教場は「協力校」(高校施設)のみであるとの県行政からの指導があった。本校の過去の経緯も踏まえ、通信制高校の教員が技能連携施設を教場として、高校側の面接指導を施すことで生徒の負担を軽減することに協力したい。	新潟県	学校法人大彦学園 開志学園高等学校	通信制高校の技能連携施設における授業拡大構想	通信制高校が行う各教科・科目等の面接指導を、技能教育に関する連携措置を取っている技能教育施設を教場として、通信制高校教員が行えること。一般的に生徒にとって地元で技能教育施設があり、他都道府県を含め遠方に連携措置をとっている通信制高校が所在する。協力校のない本校の場合、高校の面接指導を受けに生徒は遠方まで通わねばならず、通学に要する時間的・経済的負担は増大する。技能教育施設に高校側教員が出張し、生徒に面接指導を施すことで、それらの負担を軽減する効果が見込める。
1500	15001020	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	公立義務教育学校における保護者負担制度の導入(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)	本区が提案している国際人育成を目指した小中一貫教育では、少人数教育のための教員の確保や特別な教材の作成などにおいて、既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を必要とする。既存の学校の在学学生との公平性や財政負担の面から、既存の学校の運営経費を超える部分について保護者負担とできるようにする必要がある。	少子化等により既存の学校で区内の全ての就学対象者を受け入れることが可能であり、また学校選択制の実施により「無償」の義務教育を受ける機会は担保されている。 そのうえで、既存の学校の運営経費を超える部分に限り保護者負担とするものである。なお、経済的理由で就学困難な児童生徒に対しては、現行でも就学援助制度を用意している。	東京都	東京都港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	多くの大使館や外資系企業が存在し、外国人人口も多い地域特性を生かし、学習指導要領の適用除外や学校運営の公設民営方式、公立義務教育学校の授業料徴収等の規制の特例を導入し、義務教育段階から主要教科の授業を英語で行うことなどにより、世界で活躍する国際人の育成を図る。
1255	12551010	学校教育施設について、休日・夜間などの授業等に支障のない時間帯で、管理権限を市長に移譲できるようにする	学校教育施設について、休日・夜間など授業等に支障のない時間帯で、管理権限を市長に移譲できるようにする。学校教育施設の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第28条の規定により教育委員会の権限であり、地方自治法第180条の7の規定により市長部局の職員に委任又は補助執行させることも可能であるが、市長に管理権限を移譲することで責任と権限がより明確になり、学校教育施設の地域での一層の活用が推進できる。	体育館、給食施設、運動場などの学校教育施設を、学校の授業等に支障のない時間帯で、市民や市民活動団体等が地域活動の拠点として活用することで、我孫子市がめざす「市民・企業・行政との協働のまちづくり」を推進する。	・現状では、学校施設を市民活動団体等が活用していくことはなかなか進展しない。 これは、学校長に対する責任問題が大きいのし掛かってくるため、学校長は開放に踏み切れない。また、開放に向けた予算措置など、財政権限がないことも遠慮する要因となる。 ・以上のことから、市長が管理権限をもつことにより、学校長の負担を取り去るとともに、予算権限を持つ市長が管理権限を持つことにより、予算措置が容易になることから、一層学校施設の活用が進むこととなる。	千葉県	千葉県我孫子市	学校教育施設を活用したまちづくり推進特区	我孫子市では市民自治のまちをめざして「市民・企業・行政との協働のまちづくり」を進めています。 このため学校施設を地域の拠点施設として、休日・夜間など授業等に支障のない時間帯で活用していきたいと考えています。しかし、現実的に施設管理者に管理責任が及ぶことから地域への開放は進んでいません。そのため、休日・夜間など授業等に支障のない時間帯で、学校施設の管理権限を市長に移譲できるようにして、権限と責任を明確にするため提案するものです。
1051	10511010	出張旅費の市費負担による教職員研修の充実	本市では、教育改革の柱に教員の意識改革を上げており、独自の教員研修プログラムを実施している。教職員の社会性の未熟さが指摘される中、学校外の社会人との交流による研修を実施することは、教職員の資質向上において有効な手段であることから、独自に、民間企業等派遣研修や私立学校教頭派遣研修等、長期にわたり継続的に旅費を必要とする研修を実施している。しかし、県費負担教職員の研修に係る旅費は、市町村立学校職員給与負担法第1条において、都道府県が負担することとなっているため、配当予算内で研修を実施することを余儀なくされ、研修の参加人数や期間に制約を受けている。そこで、服務監督権者である市町村教育委員会が独自に実施する教職員研修に限り、市町村立学校職員給与負担法第1条の特例として、市町村が教職の旅費を支出できるものとする。	市町村が独自の予算措置により、県費負担教職員の旅費を支出し、私立学校や民間企業等へ長期に渡り継続的に教職員を派遣する研修を実施する。	本市が独自に実施している、教員の民間企業派遣研修や教頭を私立学校に派遣する研修については、対象が県費負担教職員であるため、県の配当予算の範囲内でしか旅費を伴う実施ができない。また、市町村立学校職員給与負担法により、市で旅費の予算措置をすることもできない。そのため、研修日数や人数に大きな制約があり、研修の拡充に支障を来している。県費負担教職員の旅費を市が負担できるように規制緩和することにより、本市が積極的に取り組んでいる川口市教育改革プログラムによる「教員の意識改革」のための教職員研修をより一層充実させ、将来を担う子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力をはぐくむものである。	埼玉県	埼玉県川口市	出張旅費の市費負担による教職員研修の充実	市町村立小学校・中学校の県費負担教職員の給与・諸手当・旅費等は県費負担とされ、市町村費でまかなうことができないものとなっている。旅費については、市内各学校に県費の一定額が配分されている。研修、会議、事務連絡等に伴う出張旅費は、この配当予算の範囲内で執行しなければならない。本提案は、教育改革の施策として、本市独自に教職員の派遣研修を実施する場合に限り、研修に伴う出張旅費を実施主体の市が負担できることとするものである。
1640	16402020	統合教育推進のための加配教員の定数化	現行認められている義務標準法第十五条第二号による措置(児童生徒支援加配)により特例的な加配としている現行の扱いを改め、統合教育や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)児童生徒に対する配慮ができるよう、必要定数を教職員定数に加えるようにする条項の設定が必要である。都道府県教育委員会の判断となると全体のバランスからこの配慮が困難である。	障害をもつ児童生徒とともない児童生徒が、ひとつの集団のなかで学習する。そのため、それぞれの児童生徒の障害の状況に合わせた学習効果や集団維持が期待できる。また、加配教員が地域の教職員研修の中心となることで、他の学校教員にも研修の効果が期待できる。	明確な加配目的が明記されれば、加配教員における統合教育等への配置が確保され、統合教育等が一歩前進する。従前の緊急雇用創出事業は臨時的であり現在は適応されていない。今年度から始まった岐阜県特別支援教育有償ボランティアは少数であり、また、児童生徒をきめ細かく指導することは難しい状況である。	岐阜県	岐阜県多治見市	多治見市教育再生計画	・本市立小中学校の一部をモデルとして、地元住民、保護者の代表を含む住民参加型の学校運営委員会を条例で設置し、学校運営の権限を学校運営委員会に与える(任命権限は市長に付与する)。もって学校の運営管理及び教育の実施について、社会、地域住民のニーズに応じた多様で機動的かつ柔軟な学校運営を可能とするための支援を求める。 ・同年齢の子どもたちが相互に関係がもてる十分な機会とその子の発達にあった教育を受ける機会を保障するため、統合教育に関する教職員を配置できるよう支援を求める。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1179	11791010	様々な理由で学校に行けない児童、学校の教育に飽き足らないための小規模なスクールの設置とそこで学んだ生徒の小中高等学校の卒業認定を行う。	・USAにおけるホームスクール制度を活用した小規模のスクールの設置認定ならびにそこで学んだ生徒の修業、卒業認定を認める。 ・小中高等学校で行う全教科を公立学校の指導内容を基調として指導し、その指導成果を所定の評価テストで確認、認定し、全課程を修了した児童に小中高等学校のそれぞれの卒業資格認定を行う。 ・音楽、体育、美術、家庭科などの教科の指導は民間の教育事業者との連携において行うものとする。	・現在民間事業者としての教室の設備を保有するものが、その施設と教育力をふんだんに活用し、公立学校に準じた教育を小中学生を対象に行う場合において、地域の保護者と児童のニーズや状況に応じて柔軟に指導するスクールを学校に準じたものとして認定を受け、修業や卒業認定の保障を行うものとする。 ・学区内の小中学校に通学を希望しない生徒に対し、公立学校に準じた教育の他、生徒の状況に応じた多様な教育を行うことができる。 ・家庭における教育力の補完をする機関として修業や卒業に必要な学力の保証や教育成果に責任を持つものとする。(効果) ・少数の学校に適應できない子どもたちが、その住居地の近くにおいて修業の権利や、教育をいける権利を保障され、現存する不登校や学校不適応児童の解消につながる。	0	埼玉県	武蔵丘学院	小規模の学校「ホームティーチングスクール」の設置運営事業	アメリカにおいてはホームスクールという、不登校や遠隔地などの児童を対象に家庭で保護者が指導し、所定の到達度評価を受けて修業、卒業認定を行うシステムがある。わが国においては、狭い国土や交通の至便制、保護者の過負荷を考えると、民間教育事業者がその代行をする能力や、施設、環境を整えていると考えられる。特区における特例措置として、このホームスクールのパイロットプランを実行し、検証したい。また、公立の学校に通う生徒とのイコールフットingの観点から教育助成を要望する。
1177	11771030	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校におけるカリキュラムの規制を緩和	株式会社の設立する小学校において、理科実験教育など、特異な分野を多く取り入れることで活力有る新たな学校の教育が可能となる。	公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の設置は地域の教育の活性化につながる。 ・まず実現可能な環境を整備し特区における得権措置を活用して教育成果を検証することが必要です。	大阪市	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の特例措置	(地域徳性)この地域においては小中学生の体験学習を通して行われる全人格教育の場が必要とされており、またこのような体験的学びへ参加の意識が高く、設立を期待されている。また、体験合宿施設は大阪に近い小豆島にある (意義)自然科学、社会科学体験学習を通して科学的に探求する心構えを持った創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の牽引力になる。 (目標)公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1658	16581050	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の教科課程の弾力化	・新しい教育ニーズを満たすために必要な教科課程を標準課程に加えることを認める。 ・新しい教育ニーズを満たすために必要な、補助的な教材、教具の採用を弾力的に行うことを設置主体に権限委譲する。	・教育成果をあげるためには教科課程を系統的に他の教科との連携を保ちつつ、児童の発達度に応じた柔軟なものにし、教材も随時最も成果の上がるものを取り入れるなど、柔軟かつ機動的に使用する必要がある。 ・認定教科書の他、補助的な教材を十分に取り入れたものとした。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1597	15971130	公立小中学校の休業日の変更	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。	月曜日から土曜日まで授業を行う。授業時数を確保し、平日の午後は部活動の充実を図る。	児童・生徒の負担を考慮すると平日の授業時間を延長する方法では、十分な授業時間・部活動時間の確保は難しいため、土曜日の学校開設を提案する。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
1178	11781030	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校におけるカリキュラムの規制を緩和	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校において、特異な分野を多く取り入れることで活力有る新たな学校の教育が可能となる。	公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した体験学習や、一人一人の個性や学力に応じた教育を行い、生きる力と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の設置は地域の教育の活性化につながる。 ・まず実現可能な環境を整備し特区における得権措置を活用して教育成果を検証することが必要です。	神奈川県	(株)秀学	株式会社が設置する学校の規制緩和	不登校や学校に適應できない様々な児童に対する教育を行う新しいタイプの学校を設置したい。画一的な教育課程や教員だけでは対応できない学校であることから、現存の学校とは異なる、実現可能な設置基準の適用の下で設置し、多様なきめ細かなココの指導が必要なことから教育課程や教員採用と配置を柔軟に行い、子どもたちが元気になる、生き生きと生きる力を育む教育を行う。この観点から、様々な規制の緩和を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1495	14951020	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程の弾力化 「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業の内容拡大」	学校生活への適応が困難であるために相当の期間学校を欠席していると認められるなどの、不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等を対象とした学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒等に配慮した教育を行い、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等は量的に拡大傾向にあり、かつ多様化し、又その教育ニーズも多種多様であり深刻化している。 これらに柔軟かつ適切に対応する必要があることから「不登校児童生徒等を対象とした小中高一貫校」を学校法人国際学園を事業主体として平成18年4月の開校を目指すものである。 この際、特区において私立学校法の学校法人の校地・校舎の自己所有要件に特例を設けるとともに、構造改革特別区域基本方針の別表1「803(教育課程弾力化事業)」及び「805(I T等の活用による学習機会拡大事業)」の内容拡大に関する再提案により特別支援教育等の課題に有効な対策を講じたいと考える。 これにより、義務教育を完結させるとともに、初等教育から中等教育への橋渡しが円滑に進み、障害等のある生徒等の社会的自立が促進され、社会経済への発展につながるものと考えられる。	初等及び中等教育段階において、不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等に個別教育支援計画に基づく教育を敷衍するため。	神奈川県	学校法人 国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害等に苦しむ児童生徒等の様々な教育的ニーズに対応することが可能な小規模の小中高一貫校を設立し、早期に、かつ適切に対応することにより、支援を最小限にする手段を身に付けるさせるとともに、児童生徒に学習への意欲を呼び起こし、もって義務教育を完結させ、かつ初等教育から中等教育への円滑な橋渡しを円滑なものとする。
1495	14951030	I T等の活用による不登校児童生徒等の学習機会の拡大 「I T等の活用による不登校児童生徒等の学習機会拡大事業の内容拡大」	訪問等による対面指導が適切に行われている場合において、学校法人が提供するI T等を活用した学習活動を、不登校児童生徒またはそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等が自宅等で行うものとして、当該学習について、校長は指導要録上出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができる。	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等は量的に拡大傾向にあり、かつ多様化し、又その教育ニーズも多種多様であり深刻化している。 これらに柔軟かつ適切に対応する必要があることから「不登校児童生徒等のための小中高一貫校」を学校法人国際学園を事業主体として平成18年4月の開校を目指すものである。 この際、特区において私立学校法の学校法人の校地・校舎の自己所有要件に特例を設けるとともに、構造改革特別区域基本方針の別表1「803(教育課程弾力化事業)」及び「805(I T等の活用による学習機会拡大事業)」の内容拡大に関する再提案により特別支援教育等の課題に有効な対策を講じたいと考える。 これにより、義務教育を完結させるとともに、初等教育から中等教育への橋渡しが円滑に進み、障害等のある生徒等の社会的自立が促進され、社会経済への発展につながるものと考えられる。	「引きこもり」により登校が極めて困難な児童生徒に対して、学校との関係を断ち切ることなく、継続した学習環境を保障し、支援なく「復学」できるような方策を講ずるため。	神奈川県	学校法人 国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害等に苦しむ児童生徒等の様々な教育的ニーズに対応することが可能な小規模の小中高一貫校を設立し、早期に、かつ適切に対応することにより、支援を最小限にする手段を身に付けるさせるとともに、児童生徒に学習への意欲を呼び起こし、もって義務教育を完結させ、かつ初等教育から中等教育への円滑な橋渡しを円滑なものとする。
1501	15011010	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。 平成16年度基本・実施設計 平成17～18年度工事 平成19年4月オープン予定 約2000㎡ 想定定員 幼稚園部 3歳 20名 4歳 50名 5歳 50名 計120名 保育部 0歳 12名 1歳 15名 2歳 18名 3歳 20名 計65名 合計 185名	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。 これまでの提案においては、設置主体の弾力化、給与条件の統合を含む職員資格(教育免許と保育士免許)の統合などを提案したが、いずれも主管省庁の見解は幼保の機能が異なること、地方単独施策により対応可能であること等を理由に、特区として対応不可というものであった。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に基づき、総合施設創設についての検討が進められているところではあるが、幼稚園・保育園の枠組みの連携だけでなく、融合させた一体的制度として当施設が活用されるものであるか否かについては、現時点では未だ不明確である。 そのため、幼・保の機能的差異が薄くなっている昨今の状況を踏まえた場合、一体的制度創設について特区において別途提案し、検討を求めていく本件芝浦地区における、新たな施設を利用した先行実施のなかで、課題等を把握することを目的とするものである。	東京都	東京都港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元化施設の経済的社会的効果を把握する。
1582	15821010	幼稚園と保育所の設置基準等の統一化	幼稚園と保育所の設置基準等を統一化する。	地域の実情に応じ、両施設の合築や併設の整備を効果的、効率的に実施していく。	・両施設の合築又は併設の整備において、それぞれの設置基準等を満たさなければならない等、財政上効率性が悪い。 ・なお、国では「総合施設」を検討中であるが、保育所と幼稚園制度が存続する以上、総合施設が一般化するまでは、幼保一体化の特区は必要である。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進めるとともに、既存施設の有効活用などによる低コスト、高サービスの子育て環境の実現を図る。
1094	10942020	幼稚園設置基準の緩和	幼稚園設置基準第2条の規定を改正し、設置基準の位置付けを最低基準から標準的な目安に変更する。	幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、次世代を担う幼児一人一人に創造・判断・思考などの環境を十分に満たしてあげることで、知育・情操・体育の三位一体の経験を与えることが重要である。そのためには、コミュニケーションの道具として言葉が大変重要な要素であり、言語中枢神経の臨界期である幼児期に英語・日本語のバイリンガルな子供たちを育成することで、思考、創造、判断などをより豊かにし、精神的な安定を目指す。したがって、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備する	少子化の急激な進展からも幼稚園の私学助成金と保育所の補助金の一体的運用がなされる「総合施設」を早期に実現するためには、幼保一元化施設の設置を容易にする必要があり、弾力的な施設の設置や運営を可能にすることが求められる。	大阪府	㈱アメリカンビレッジスクール	次世代育成型幼保一元化構想	保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく幼保一元化を早期に実現させていただきたい。また、現行の幼稚園設置基準を最低基準から標準的な目安に変更し、幼保一元化施設の設置を容易にすることで、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、柔軟なサービスを提供するためにも、現在、構造改革特区にて認められている学校教育法第2条の株式会社

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1582	15822010	幼稚園、保育所における職員の資格要件の緩和	保育士と幼稚園教諭の片方だけの資格保有者でも幼稚園、保育所における合同活動の従事を可能とする。	保育士と幼稚園教諭の片方だけの資格保有者についても、幼稚園、保育所における合同活動に積極的に従事することにより、地域における子育て支援の充実を図る。	幼保一体化関連特区の幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業については職員は両方の資格保有と兼務が条件になっており、片方の資格しか保有していない在職者は合同活動に従事することができず、地域における合同活動事業の一層の推進を図るための規制緩和が求められているため。 幼稚園教育要領と保育指針の整合性が図られてきていること、合同活動の現場において、保育士、幼稚園教諭の資格を有する者から適宜指導・助言を受けられることから、合同活動における資格要件を緩和しても、差し支えないと考える。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進める
1426	14261010	学校教育法ほか	幼稚園運営に係る事務の一部を保育園に委任する	温泉町では少子化対策として、平成17年4月開園を目標に幼・保一元化センターの整備を進めている。この施設をより一体的に運営し、町内の子育て環境を高めるため、同センターの事務を一元化したい。特例措置916にて「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業」は認められているが、当町では「幼稚園の運営に係る事務の一部委任事業」を行いたい。	現在保育園の事務と幼稚園の事務は別々に処理されているが、幼稚園の事務が保育園側へ委任されることにより、保育園と幼稚園の事務処理の効率化、一体的で連携した運営、入所手続き等の一元化が図られ住民サービスが向上する。	兵庫県	兵庫県温泉町	温泉町子育て応援構想	現在保育園の事務と幼稚園の事務は別々に処理されているが、幼稚園の事務が保育園側へ委任されることにより、保育園と幼稚園の事務処理の効率化、一体的で連携した運営、入所手続き等の一元化が図られ住民サービスが向上する。
1582	15821030	市町村立幼稚園の設置等手続きの簡素化	市町村立幼稚園の設置廃止等の手続きを認可制から届け出制に改める。	市町村において、地域の実態に即した幼稚園の配置を迅速に実施し、子育て支援サービスの充実を図る。	市町村立幼稚園の設置等については、幼稚園児の就学実態から、広域的観点からの調整の必要性は乏しいこと 幼稚園の設置・運営に係る最低基準として、幼稚園設置基準が定められていること 幼稚園の設置廃止は条例事項であり、この点では届出制である小・中学校と差異はないこと 以上のことから、設置者である市町村の、地域実情に即した自主的判断に委ねることが適当であるため。 現在、国においては、中核市立幼稚園の設置廃止等に関し、認可を届出に改めることについて検討中であることから、特区においては、上記の事項を踏まえ、その対象を全ての市町村立幼稚園に拡大することが適当と考える。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進めるとともに、既存施設の有効活用などによる低コスト、高サービスの子育て環境の実現を図る。
1009	10092080	市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能	公の施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務も併設し、納付書を紛失等した市民に再度納付書を発行し、隣接金融機関で即納付ができるよう対応する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって当該事務をアウトソーシング(事務委任)する。	本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して市役所業務の一部を民間委任するものであり、隣接した金融機関との連携により、市税等を即送付できるような対応を可能とするもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1561	15611040	特別免許状授与権限の市町村教育委員会への委譲	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法 条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法4条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に対する授与することができる。その際、当該認定区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、特別の事情がある場合を除き、当該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状を授与した場合は、都道府県教委に対して通知を行うこととする」とする。「以下に掲げる要件」とは、) 給与について当該認定自治体から支払われる者、) 認定自治体の教委において、免許法第6条において授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教育職員検定」と同等の教育職員としての資質の検証を受けた者、) 認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法5条4項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。	0	特別免許状について、校長などの意見も採用し、市町村委員会が授与することを可能とする。それにより、学校が「是非、採用したい」と希望する者の採用を可能とし、独自の教育を展開するための人材の確保が可能となる。また、より迅速かつ多様な免許の授与を行う必要があるため認定自治体に委譲する。しかし、これらのことが第3次提案まででは認められていない。	長野県	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野子ども村小・中一貫校構想	長野チャーター・スクール研究会は長野県を共同提案者として第2次提案を行った。本年6月、「特区学校法人」として「ながの子ども村小中学校」を申請した。来年4月の開校をめざしたが、校舎のある地域の住民の理解が得られず、平成16年度の開校を断念せざるを得なかった。平成17年に開校をめざして、努力したい。この学校は個性化教育を実践し、個性ある人間の形成をめざす。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1177	11771040	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の教員採用と教員免許状の規制緩和	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の専門分野に秀でた教師の採用、地域の産業や伝統文化などに秀でた人材を非常勤講師として採用したい。また、これらのうちの一部に特別免許状を発行したい。この権限の委譲または、手続きを簡素化し、市町村、都道府県への届出報告制としたい。	新しい学校が生き生きとした活力有る体験的学習を取り入れ、科学分野に秀でた才能を持つ青少年を輩出することで、将来の日本の産業経済、社会の発展の推進力となる。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の教員の採用を地方教育委員会にゆだねることは、学校の設立時における教育理念の実現に大きな障害となる。 ・教科、カリキュラム、教員などフレキシブルな動きの採れるフットワークのよい学校にするためには、本提案にあるような学校においては教員の採用、研修を含めて設置運営する法人学校に権限委譲することが必要。	大阪府	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の特例措置	(地域徳性)この地域においては小中学生の体験学習を通して行われる全人格教育の場が必要とされており、またこのような体験的学びへ参加の意識が高く、設立を期待されている。また、体験合宿施設は大阪に近い小豆島にある (意義)自然科学、社会科学体験学習を通して科学的に探求する心構えを持った創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の牽引力になる。 (目標)公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1178	11781040	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校の教員採用と教員免許状の規制緩和	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校が専門分野に秀でた教師の採用、地域の産業や伝統文化などに秀でた人材を非常勤講師として採用したい。また、これらのうちの一部に特別免許状を発行したい。この権限の委譲または、手続きを簡素化し、市町村、都道府県への届出報告制としたい。	新しい学校が生き生きとした活力有る体験的学習を取り入れ、科学分野に秀でた才能を持つ青少年を輩出することで、将来の日本の産業経済、社会の発展の推進力となる。	・新しいタイプの教育プログラムを持つ学校の教員の採用を地方教育委員会にゆだねることは、学校の設立時における教育理念の実現に大きな障害となる。 ・教科、カリキュラム、教員などフレキシブルな動きの採れるフットワークのよい学校にするためには、本提案にあるような学校においては教員の採用、研修を含めて設置運営する法人学校に権限委譲することが必要。	神奈川県	(株)秀学	株式会社が設置する学校の規制緩和	不登校や学校に適應できない様々な児童に対する教育を行う新しいタイプの学校を設置したい。画一的な教育課程や教員だけでは対応できない学校であることから、現存の学校とは異なる、実現可能な設置基準の適用の下で設置し、多様なきめ細かなココの指導が必要なことから教育課程や教員採用と配置を柔軟に行い、子どもたちが元気になる、生き生きと生きる力を育む教育を行う。この観点から、様々な規制の緩和を提案する。
1175	11751040	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の教員採用権限の委譲と教員特別免許状の発行の権限委譲ならびに事務手続きの簡素化	・一定の枠の中で非常勤教諭の採用や教員免許状を持たないものへの特別免許状の付与、教員免許状を持たないものの講師採用を進める必要がある。 ・この権限を設置主体であるNPO法人の運営する特定の学校に限って付与するものとする。	・多様な学校を設置運営するに際し、地域の有能なキャリアのある人材や専門分野に秀でた人材の活用をしていきたい。 ・多様な学校を設置運営するに際し、地域の有能なキャリアのある人材や専門分野に秀でた人材の活用をしていきたい。	0	埼玉県、東京都、神奈川県	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	・子どもたちの理科実験自然観察などの体験学習の活動の拠点としているこの地域においては小中学生の体験学習を通して行われる教育の場が必要とされている。 ・自然科学、社会科学体験学習を通して創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に理科教科授業を重点教科として加える他、総合学習を統合した体験学習を月20時間程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1658	16581040	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の教員採用権限の委譲と教員特別免許状の発行の権限委譲ならびに事務手続きの簡素化	・一定の枠の中で非常勤教諭の採用や教員免許状を持たないものへの特別免許状の付与、教員免許状を持たないものの講師採用を進める必要がある。 ・この権限を設置主体であるNPO法人の運営する特定の学校に限って付与するものとする。	・多様な学校を設置運営するに際し、地域の有能なキャリアのある人材や専門分野に秀でた人材の活用をしていきたい。 ・多様な学校を設置運営するに際し、地域の有能なキャリアのある人材や専門分野に秀でた人材の活用をしていきたい。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1658	16581070	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の教員の採用と特別免許状の付与の権限を一部設置主体に委譲。特別免許状の付与の要件を緩和し、これに係る手続きの簡略化を行う。	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の教員の採用権限を一部設置主体に委譲する他、必要に応じて採用する非常勤講師への特別免許状の付与の一部権限を設置主体に委譲する。また、特別免許状の付与の要件を緩和し、これに係る手続きの簡略化を行う。	・教育成果をあげるためには各分野に特に秀でた教員の採用と活用が必要 ・このため、地域の中で特に専門分野に秀でた、生きた教育のできる人材を幅広く、系統立てて採用していく必要がある。この場合、必ずしも専門分野に優れていても教員免許状を持つものではないことから、特別免許状の付与を必要とする。 ・これらの教員の採用と活用を流動的に、速やかに行うことを考えている。 ・この場合に障害となる、特別免許状の付与並びに非常勤講師の採用に係る手続きと、権限の一部委譲が教育理念を実現し、教育成果を生むためにも欠かせない。 (経済効果) 正規教員の数を絞り、有能な非常勤講師を流動的に活用することで、教育の硬直化を防ぐことができ、かつ給与等の支出を50%程度にしたい。このことによって小中学校の運営経費の節減や、保護者への授業料の低減化を可能とし、その波及効果として家計費が教育費以外の支出に回ることになる。このことによる経済効果は計り知れない。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1445	14452010	教育職員採用の弾力化	教員資格を持たない者を正規教員として採用	教員資格を持たないが、実社会で一定の実績・成果を修めた社会人を正規教員として採用し、実社会での経験を生かした深みのある授業を展開する。	地域には、各分野で活躍し実績を残している方々が多く存在している。これらの方々に対し、教員の門戸を開き、雇用の創出を図るとともに、事業の質の向上を目指す。	静岡県	沼津市	教員採用基準の緩和	教員資格を有していなくても、一定の成果・実績を修めた社会人を正規教員として採用することにより、多様な経験を積み、実社会の構成員として活躍した実績を持つ人材が、それを裏付けとする深みのある授業を展開することにより、児童・生徒に将来の社会の広がりを理解させることができる。併せて、教員資格不保持者に教員としての雇用の道が拓ける
1297	12971010	障害程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区	市が認定したボランティアが、教育活動に関わる事項。規制を撤廃するのではなく、特別に認定を受けた者に対して、臨時採用の教員として扱うという事項を追加するものである。	障害のあるなしにかかわらず、共に学び生活できる環境を提供するため、養護学校に在籍している児童に対し、居住地交流教育を積極的に進めるために交流教室(仮称)を公立の小学校内に設置し、養護学校と連携しながら、学習活動を展開する。交流教室の担当者として、古河市独自に特別支援教育ボランティアという制度を設け、様々な教育活動を展開する。また、高機能自閉症やADHD・LDなど広汎性発達障害のある児童に対し、個別に学習する場を設け、一人一人に適した学習活動を展開する。その担当者として、特別支援教育ボランティアが当たるものとする。	0	茨城県	茨城県古河市	障害の程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区	「共に学び、共に生活する」地域を実現するために、学齢期の児童についても障害のあるなしにかかわらず、古河市の中で学習を保障する教育を実現することが必要である。そのために、養護学校の居住地交流を進めた教育を実現したいと考える。古河市は、独自に特別支援教育ボランティアという制度を設け、ボランティアが教員と同等の教育活動を行えるシステムを導入し、養護学校に在籍している児童を居住地交流教育を受け入れる教室のスタッフとして教育活動に従事してもらう。また、広汎性発達障害の児童が自信を持って学習活動に取り組めるように、個別に教育活動を行うなどの児童一人一人の教育的ニーズに応えようとするものである。
1366	13661010	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う外国人学生に対する留学生在留資格の特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、海外から入学を希望する外国人学生に対し、在留資格の「留学」を与えることができない。日本の大学となるためには大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを受けて、法務省は大学に準ずるこの「外国の大学」に入学が認められた外国人学生に対し、在留資格「留学」を与える。	テンプル大学ジャパンには外国人学生から多くの入学希望があるが、現在外国人学生は、文化活動ビザにより米国に1年以上滞り、本校経由で来日の場合のみ、短期間TUJに在籍することが許される。特例が認められれば日本において国際教育を求める各国からの学生を直接受け入れることが可能になる。また、現在短期間の滞在しか許されない学生も、希望の期間、例えば卒業まで日本校での在籍が可能となる。外国人学生の受け入れは、大学にとってキャンパスの国際化そして教育内容の充実という観点において重要であると同時に、地域にとってもその国際化と経済活性化に直結するものである。	4次提案で、法務省から本提案に対して1.日本の大学と同等の教育水準という客観的指標があること 2.学校教育法に定める大学院への入学資格を認められていること、と回答があった。1.に対しては文部科学省が日本の大学と同等である旨の公的な認定を行うことにより客観的指標となる。2.に対してはすでに日本の大学院への入学が多数認められている実績がある(添付資料3「TUJ」卒業生の大学院(日本)進学先およびその履修キャンパス参照)。また、文部科学省が日本の大学と同等である旨の公的な認定を行うことにより、学校教育法にある大学院への入学資格が正式に認められることになる。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661020	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う通学定期の学生割引適用に関する告知」	民間事業者が提供する定期券の学生割引の適用は、学校教育法一章の第一条で定められた「学校」の学生に限られているため、「学校」と認定されていないTUJの学生には学生割引が適用されない。日本の学校になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを受けて国土交通省は、この「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずる旨を民間事業者に告知し、大学の学生を鉄道定期券の学生割引対象者に含めるよう指導する。	TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかしながら、指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。学費に財源を頼るため、年間の学費は首都圏所在の一流私立大学より高額であり、学生、保護者の経済的負担は大きい。通学定期券の学生割引対象者となることにより、外国人学生を含む学生と保護者の経済的負担が著しく軽減されるとともに、より高度な教育サービスが提供でき、地域の活性化にも資する。	テンプル大学ジャパンで学生はアメリカ本校と同レベルの教育を受け、同一の単位、学位を取得している。特に日本人の学生は、英語による米国式参加型授業をアメリカ本校と同レベルで英語で受講するため、学習量が多く、大学に通学する機会も頻繁である。定期券の学生割引が適用されないことは、学生と保護者の経済的負担であると同時に「本当の大学ではない」という印象を与え、差別待遇を受けているという精神的負担になっている。平成15年6月に、鉄道局から民間業者に、外国大学の日本校の学生に対する学生割引適用を促す米国政府の要請が伝えられたが、効果がなかった。最終的には民間業者が学割の対象を決定するものであることは理解するが、国土交通局から民間業者に、1.「TUJ」が学校教育法一章の第一条の大学に準ずるものである」という公的な認定がなされる 2.従ってTUJの学生には定期券の学割適用が望ましい、という2点が告知されれば実際の効果をもたらすと考える。学校法人である場合は、専門学校でも学割は与えられるものであり、イコールフットリングの観点からも是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661030	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う学費等に課税される消費税免除の特例」	学校教育法第一条に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供は非課税措置と定められているが、外国大学日本校は学校教育法第一条の学校と認められていないため、この対象でなく、学生が支払う学費等には消費税が課せられている。非課税措置を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これをうけて財務省は、第一条校に準ずるこの「外国の大学」の学費等に対して非課税措置を特例として行う。	学費等が非課税になることにより、学生および大学の経済的負担が著しく軽減され、その財源をよりよい教育を提供するための投資に役立てることが可能になる。	テンプル大学ジャパンは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。消費税の負担は学費に課せられ、学生の負担となっている。高額な学費は学生募集における大きな障害となるもので、日本の大学とのイコールフットリングの観点からも外国大学日本校に対する課税は不合理と考える。経済基盤をしっかりと築き、日本における外国大学のモデルケースとして今後も成功を収めるために、消費税の非課税措置が必須である。特区においてはすでに大学設置会社により提供される教育サービスに対しては消費税免除となっている。文部科学省が何らかの基準に基づき外国大学日本校を大学に準ずると認めた場合、その教育の質が公的に保証されるものであり、大学設置会社が提供する役務と同様に外国大学日本校が提供する教育サービスも公益の役務として消費税免除の対象となると考える。この措置は地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1366	13661040	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画法、住民税、事業所税等の特例」	外国大学日本校は学校法人が運営する学校でないため、法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画法、住民税、事業所税などの優遇措置が適用されてない。優遇措置を受けるためには、日本の学校として学校法人設立の条件を満たして認可を受け、さらに大学設置基準に従い設置認可を受けなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。それを受けて、財務省は、学校教育法第一章の学校に対してとられる法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画法、住民税、事業所税などに係る優遇措置を、大学に準ずる「外国の大学」に対しても特例として行う。	租税上の優遇措置が適用されることにより、学生および大学の経済的負担が著しく軽減され、その財源をよりよい教育を提供するための投資に役立てることが可能になる。具体的な例として、現在計画されている新キャンパス建設(添付資料2「テンプル教育センター計画」参照)の実現が可能となり、地域の国際社会におけるコミュニティーセンター的な要素の強い同キャンパスが建設されることにより、地域のさらなる国際化と経済活性化に直結する。	テンプル大学ジャパンは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。税制の負担は唯一の収入源である学費に課せられ、学生の負担となっている。高額な学費は学生募集における大きな障害となるもので、日本の大学とのイコールフットingの観点からも外国大学日本校に対する課税は不合理と考える。経済基盤をしっかりと築き、日本における外国大学のモデルケースとして成功するために、各種租税に関する優遇措置の適用が必要である。文部科学省が何らかの基準により外国大学日本校を大学に準ずると公的に認めた場合、その教育の質が保証されるものであり、優遇措置の適用に値するものとする。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661050	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う指定寄付金制度の特例」	学校法人等公益法人に対する教育振興を目的とする寄付金は、指定寄付金として所得税控除(寄付金控除)の対象となるが、現在外国大学日本校は学校法人ではないのでその対象となっていない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。これを受け、財務省は大学に準ずると認められた「外国の大学」に対する教育振興を目的とする寄付金について特例として寄付金控除を適用する。	提供する寄付金が寄付金控除の対象になることにより、TUJが提供する質の高い国際教育に賛同する支援者からの寄付が募り易くなる。具体的な例のひとつとして、寄付金募集が容易になることにより、現在計画されているTUJの新キャンパス建設(添付資料2「テンプル教育センター計画」参照)の実現が可能となる。地域の国際社会におけるコミュニティーセンター的な要素の強い同キャンパスが建設は、地域のさらなる国際化と経済活性化に直結する。	TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。しかし、大学間の競争が激化する中、他の大学にある優遇措置がいずれも適応されない現状のまま、質の高い国際高等教育を提供し続け、大学として成長することは極めて困難である。現行制度では寄付金控除が適用されないため、TUJが提供する教育に賛同する支援者からの寄付金募集も難しい。TUJに対する寄付金は、教育振興を目的とするものであり、文部科学省が何らかの基準により外国大学日本校を大学に準ずると公的に認めた場合、イコールフットingの観点からも寄付者に対する税制優遇措置が適用されるべきと考える。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661060	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う租税条約に基づく教授等受け入れに関する免税の特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、租税条約に基づく教授等受け入れに関する二重課税防止のための所得税免税措置が適用されていない。免税措置適用を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認定を文部科学省が行う。これを受け、財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」における教授等に対し、租税条約に基づく所得税の免税措置を適用する。	優れた国際高等教育を提供し、国際研究機関として発展するためには、テンプル大学アメリカ本校を含む世界中の教育機関から優秀な指導者、研究者を招く必要がある。免税措置の適用により、外国大学日本校においても指導者、研究者の招聘が容易になる。外国人知識者の増加は、日本の大学や研究所、企業との教育や研究等の国際的な交流が日本において可能になるなど高等教育サービス全体の活性化が図られるなど地域にとっても国際化と経済活性化につながる。	租税条約に基づく教授等受け入れに関する免税措置の適用されないため、外国大学日本校に各国から招聘された教授は非居住者扱いとして20%の源泉所得税を支払うか、または居住者として源泉されることになり、さらに住民税等の支払いが生じている。これは教授にとって不利益だけでなく、租税条約が適用されることによって優秀な教授陣の招聘をし易くし、より充実した教育環境を提供するという条約の本来の目的が果たされていない例と考えらる。日本の大学とのイコールフットingの観点から、また、地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661070	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う大学・大学院への入学資格や編入学の制度化の特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、法律上、日本校の学部生および卒業生は他大学への編入学、大学院への進学ができない。しかし、現状では国立大学を含む多くの大学が外国大学日本校の単位、学位を認め、編入学、大学院進学を認めている。したがって、外国大学日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものとする。文部科学省はこの大学が教育制度上「外国の大学」であり、学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであることを公に認定し、この大学の学部生および卒業生が法律上、日本の大学に編入、大学院に進学できる旨を日本の大学、大学院に周知させる。	現実には、国立大学を含む多くの大学がTUJの単位、学位を認め、編入学、大学院進学を認めている。しかし、制度上外国の大学については認められていないながら同等の教育を行う日本校には認められていないという事実は、学生およびその保護者にとっても、外国大学と同等の学習量をこなさず、学力を備えながら、差別的待遇を受けているという精神的負担となっている。また、認められないかもしれないという不安から、編入学、大学院進学を最初からあきらめるケースもあり、将来ある学生の選択肢を狭めるものである。さらに、法律上認められていないという事実は、大学のステータスに係わる問題であり、学生募集等にもマイナスの影響を与える。この問題が解決されることにより、学生、大学、両方が本来与えられるべき社会的地位を獲得し、学生は安心して希望の大学への編入学や大学院への進学を果たすことが可能になる。このことにより、学生の学習機会の選択肢を増やすばかりでなく、日本にいながら、外国の大学と日本の大学との教育上の交流や連携が可能になるなど高等教育サービス全体の活性化にとってメリットが大きい。	1の項目にもあるとおり、TUJの卒業生はすでに日本の大学院への入学が多数認められた実績がある(添付資料3「TUJ卒業生の大学院(日本)進学先およびその履修キャンパス」参照)。また、編入に関しても、国立大学を含む大学院から編入試験の受験を許可され、実際に編入している。TUJの授業内容、単位、学位は全てアメリカ本校と同一であり、学位も本校から直轄授与される。同じ内容の授業を同じ言語(英語)で受講しても、アメリカ本校の単位、学位なら認められて日本校のものは認められないという矛盾がある。例えば日本校から入学し日本校で卒業した学生は大学院への入学が許可されないが、途中でアメリカ本校に留学した場合には許可されるのか?それが最後の1学期のみでも問題がないのか?さらに、アメリカ本校から入学のアメリカ人学生が最終的に日本で卒業した場合は大学院入学が許可されないのか?本学は受講したキャンパスで学生を差別せず、アメリカ本校から発行される成績証明書、卒業証明書には受講場所は記されていない。本来他大学への編入資格や大学院への入学資格は、その学生が受けた教育の内容によって決定されるべきものであり、場所によるものではないと考えられる。文部科学省の方針は、上記に述べたように現状とかけ離れ、矛盾を生んでいるので、早急な解決を望む。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661080	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う地方自治体から付与される奨学金の獲得資格の特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、文部科学省管轄の独立行政法人日本学生支援機構(もと育英会)が提供する奨学金等、公的奨学金の獲得資格がない。そこで、1番と同様に外国大学日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものとして文部科学省が公的な認定を行う。その上で、その大学が日本に所在する場合には特例として、認定された「外国の大学」の学生にも公的奨学金獲得資格を与える。さらに同省は公的奨学金を提供する地方自治体等に、認定された「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずることを周知させ、公的奨学金の適用促進指導を行う。	TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。主に学費等にその財源を頼るため、学費は日本の私立大学より高額である。その中において、学費を自ら賄う学生も少なくない。それでも高度な国際高等教育を英語で受けたいという志の高い学生にとって、奨学金の獲得資格を得ることは重要である。また、現在の日本の経済状況においては、保護者にとっても奨学金は貴重な財源である。日本の大学生と同様に奨学金の獲得資格が与えられれば、このような学生、保護者の経済的負担が軽減される。	例えば文部科学省管轄の独立行政法人日本学生支援機構(もと育英会)が提供する奨学金は、省令により外国の大学を除く学校教育法による大学の学生であることと定められている。その結果、TUJの学生は国内の大学生として奨学金を得ることも、外国の大学に留学する留学生としても奨学金を得ることもできない。日本の大学とのイコールフットingの観点からも不合理と考える。大学が日本に所在する以上、日本に在住の学生に選択肢を与える大学として「日本の大学に準ずる」という立場を大学に与え、その学生が国内の大学生と同等の奨学金獲得資格を得ることができる措置を講じられたい。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1366	13661090	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用に関する特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用がない。日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認可を文部科学省が行う。これを受けて厚生労働省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」の学生に対し、20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用を行う。	T U J は国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。主に学費等にその財源を頼るため、学費は日本の私立大学より高額である。現在の日本の経済状況において学生、保護者の経済的負担は大きく、日本の大学生と同様に20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予が適用されれば、学生、保護者の経済的負担が軽減される。	国民年金法により、学校教育法に規定する大学の20歳以上の学生にしか国民年金支払い猶予が適用されないが、この点について、学生、保護者本人、および申請手続きを担当する地方自治体から頻繁に質問を受ける。日本の大学として認められていないので、日本校には猶予の適用がないという理論は、学生、保護者に受け入れられにくく、差別的待遇と考えられている。日本の大学とのイコールフットingの観点からも、学校教育法一章の第一条にある大学に準ずる「外国の大学」と文部科学省が認めた場合、その学生には適用措置がとられるべきと考える。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進 特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受け入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1366	13661100	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う勤労学生の所得税控除における特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、勤労学生の所得税控除が適用されない。日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認可を文部科学省が行う。これを受けて財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」の学生に対し、勤労学生の所得税控除の適用を行う。	T U J は国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。主に学費等にその財源を頼るため、学費は日本の私立大学より高額である。現在の日本の経済状況において勤労学生の経済的負担は大きく、日本の大学生と同様に勤労学生の所得税控除の適用されれば、学生の経済的負担が軽減される。	昨今の日本の経済状況からも、外国大学日本校を学校教育法一章の第一条にある大学に準ずる「外国の大学」と文部科学省が認めた場合は、その学生に勤労学生の所得税控除における特例が認められるべきと考える。日本の大学とのイコールフットingの観点から、また、地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進 特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受け入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1068	10681020	収容定員及び定員増の認可申請の緩和	収容定員及び定員増に付いての本条項の緩和をお願いしたい。	政策立案大学設立構想(様式1を御参照):本大学構想は主に二つの学部から成るもので、一つは政策立案学部、もう一つは教育者養成学部である。政策立案学部(院も含む)では教員と学生が法案を作成する実践型の教育プログラムを想定している。講義中心と言うよりは取材や討論を中心とした授業が多数展開されることになる。またそのような教育プログラムであれば、必ずしも大学の教室で授業が行われなければならない、と言うことはないだろうし、昨今のインターネットの普及や米国版MBAなどの影響も考えれば、このような実践型の大学は極めて現実的であろうし、従来の教室での受身の講義中心の大学よりは時代の変化と学生のニーズの多様化に対してよりスムーズに対応できると思う。また、教育者養成学部においては、実際の教育現場での研究を中心とした教育プログラムを組み、先生に指導できるような「先生の先生」を育成したい。(詳細は添付資料を御参照。)このような、言わば「自学自習型」且つ「実践重視型」の教育プログラムを実現し、政・財・官の各界の人材ニーズに応えるためには、具体的には以下に掲げる大学設置基準等の大幅な緩和及び代替措置が早急に必要となるので是非ともご検討をお願い致したい。	収容定員は、時代の変化と学生のニーズにより毎年柔軟に変えられるようにしたい。	東京都	株式会社アカデ メイア	政策立案大学設立 構想	千代田区丸の内において「政策立案大学(4年制の学部及び院)」を創設し、千代田区のみならず日本の政界、財界、官界及び国連において必要とされる人材を養成したい。具体的には、国会で審議される必要があると考える諸問題を学生が自主的な取材活動を通して探し出し、これを政治家、財界人、官僚などの指導の下に、何人かのグループで法案(学生の私案)として纏め、政治家を通して国会に上申することを目標とする。
1346	13461010	新しい連合大学院の設置等に関する規制緩和	新しい発想のもとに広域ネットワーク型の連合大学院を設立し、複数領域型、異文化共存型など多様な人材育成が行えるよう、学校教育法、私立大学法、大学設置基準などの規制を緩和すること。 大学や研究機関の経営の自由度、大学間の転編入の自由度を高めるために必要な規制緩和。	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク連合大学院を設立し、文系・理系を通じて複数の専門性をもった複合領域型の人材育成を行う。 海外の大学・研究機関とも連携し、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業の発展を担うべき多様な人材を育成する観点から、複合領域型、異文化共存型、ユビキタス型の新しい人材育成を行うことは関西にとって重要な課題である。 関西地域では多くの大学や研究機関が立地しており、高等・専門教育の高いポテンシャルをもっているにもかかわらず、大学や研究機関の経営の自由度が低く、外国人留学生の受け入れや社会人入学卒などを含め主体的、機動的な組織設置等が困難なため、集積のメリットを享受できていない。利用者の観点からみても、学校間における転編入の自由度がなく、授業等学校から受けるサービス内容に不満をもっているも一旦入学すれば、卒業まで在籍することとなる。国立大学法人、公立、私学等を問わず、完全に自由に転編入を可能にすれば、利用者側の利便性は格段に向上し、学校経営も劇的に変わるので教育環境が格段に良くなることが期待される。	大阪府、 京都府、 兵庫県	(社)関西経済連 合会、(社)関西 経済同友会、関 西経営者協会、 大阪商工会議 所、京都商工会 議所、神戸商工 会議所	複合領域型、異文 化共存型、ユビキ タス型など新しい 人材育成	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク型の連合大学院を設立し、文系・理系を通じて複数の専門性をもった複合領域型の人材育成を行う。 海外の大学・研究機関とも連携し、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。このため、留学中の居住・就労やインターシップなど留学生にとって魅力のある環境を整える。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1381	13811010	校舎面積基準の引き下げによる大学設置事業	地方公共団体が、大学及び短期大学の運用状況が問題ないことを確認し、且つその研究・教育に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減らすことができるようにする。	既に株式会社による学校設置事業の専門職大学院に加え、同じ特区内において、2005年4月から4年制大学設置を実施する。	新しく大学設置を検討する上で、その校舎面積が、大学設置基準により定められた面積を満たさずとも、教室稼働は問題なく行われ、学生の休息その他に利用する上で、問題が無いため。	東京都	デジタルハリ ウッド株式会社	教育特区構想(株 式会社における大 学・大学院設立)	校舎面積基準に関する昨今の社会情勢や新しい効率化アイデアを反映した規制緩和や、実情に即していない施設設備の段階的整備を実体に合わせる提案、また、新規産業分野の大学等の設置に関する審議には産業界からの有識者割合を増やす提案など、経営の根幹に関わる具体的提案および新分野審議における正当性を、既に株式会社立の学校を運営している企業ならではの提案を行い、安定した学校経営のもたらす更なる高度教育の投下と地域活性化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1381	13811020	校舎等の施設及び設備の段階的整備の均等化による大学設置事業	地方公共団体が、大学及び短期大学の運用状況が問題ないことを確認し、且つその研究・教育に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎等の施設及び設備の段階的整備を、開設年度から完成年度にかけて、教員組織の段階的整備や生徒数の増加状況に整合的な形で、均等に行うことができるものとする。	既に株式会社による学校設置事業の専門職大学院に加え、同じ特区内において、2005年4月から4年制大学設置を実施する。	新しく大学設置を検討する上で、大学設置基準では、校舎等の施設及び設備の段階的整備について、各年次にわたって実施することが認められているが、その割合の下限が、開設時40%、第一年度中30%、第二年度中30%と定められおり、第三年度開始前には全てが完成していかなくてはならないとされている。 しかし、本学は毎年25%づつ入学者(編入学制度を当面設定しないため)することから、上記割合にて不要な校舎等の施設及び設備を用意することは、経営状況を圧迫すると共に、学費増加要因となる。 また、教員組織の段階的整備については、開設年度から完成年度前までに、25%ずつ均等に整備することが認められていることから、校舎等の施設及び設備の段階的整備は、開設年度から完成年度前に同等の割合(毎年25%)とすべきと考える。	東京都	デジタルハリウッド株式会社	教育特区構想(株式会社における大学・大学院設立)	校舎面積基準に関する昨今の社会情勢や新しい効率化アイデアを反映した規制緩和や、実情に即していない施設設備の段階的整備を实体に合わせる提案、また、新規産業分野の大学等の設置に関する審議には産業界からの有識者割合を増やす提案など、経営の根幹に関わる具体的提案および新分野審議における正当性を、既に株式会社立の学校を運営している企業ならたす更なる高度教育の投下と地域活性化を図る。
1405	14051010	通信制の専門職大学院の必置 教員数の緩和	学生に十分な教育、授業ができるように自由に専任の教員数を決めることができる。	マルチメディア技術を活用し、講義内容をデジタル化した通信制の授業方式で実施する。質疑応答、議論、試験、論文等はインターネット経由で行う。講義の内容、受講する学生数によって講師、助手の数を上下させ、全体の質の確保、並びに向上を図る。	最先端の経営について教えるには、各分野のスペシャリスト、実際に現場で経営に携わっている人に教えてもらうのが一番説得力があり、価値のあるものとなる。そのためには1つの分野についての専門家の専任教員より、実社会で経営に関わっている方、または、各分野で活躍が目覚ましい方を講師として招聘したほうが実践的な講義となり、受講生の満足度も高まるのが期待できる。講義内容の映像、テキスト等デジタル化し、通信制の授業の方法を取ることで専任教員の数に依存することなく講義が休講になることがなく、講義の質も一定に確保できている。質疑応答、議論はIT技術を活用し、双方向多方向に行われ密度の濃い実践的な教育が可能な措置を講ずることとしており、本学が実施する教育事業においては、無理やり形式的な部分を重視して専任教員で実施するよりは、教育効果の高い授業を実施できる。また、形式にこだわることによって、高度に専門性の高い授業の場合、専任教員の数と受講したい生徒の間に需要供給のバランスが崩れ、時代背景から求められている教育が、適時にできない恐れが生じる。上記のような点を踏まえ、学生に十分な教育、授業ができるように地方自治体の長が当該教育授業に支障がなく、教育の質が保てると認めた数に専任の教員数を決めることができることが望ましい。	東京都	株式会社ビジネス・ブレイクスルー	通信制の専門職大学院大学の弾力的運用構想	通信制の専門職大学院大学において、IT技術を高度に利用することによって、教育の質保証、および、学生保護等が確保できれば、専任教員の数による収容定員の上限規制を弾力的に運用することと、社会のニーズに迅速に対応できるよう、収容定員の増減に関する変更を弾力的に運用できるようにする。これによって社会構造の変革に対応した人材を育成するにあたって、高度な専門家の専任教員不足の解消と共に、対象となる学生の受け入れが可能となる。社会経済構造の変革に対応できる人材を大量にかつ迅速に教育・育成していくことによって、社会の活性化、地域経済の活性化を期待する。
1405	14051020	通信制の専門職大学院において収容定員の弾力的運用	通信制の専門職大学院において、教室に生徒を集めて授業をするものでもなく、IT技術の進歩、発達により、高度のレベルの教育内容を講義することが可能となっているので、多様化してきている現代社会に適應できる人材を育成・教育していくためには、学生の選択の自由度をあげ、収容定員を敢えて設けず、弾力的に運用を可能とするものとする。	マルチメディア技術を活用し、講義内容をデジタル化した通信制の授業方式で実施する。質疑応答、議論、試験、論文等はインターネット経由で行う。講義の内容、受講する学生数によって講師、助手の数を上下させ、全体の質の確保、並びに向上を図る。	収容定員の増加にともなう質保証・学生保護等の観点については、通信制の授業方式を主としており、講義はデジタル映像を用いているので、講義の質は学生の人数や講義の日によって変わるものではない。質疑応答、議論に関してはインターネット経由で行うので、柔軟に講師、助手の数を変更することが可能であり、質の維持、保証には問題がないように、質保証・学生保護等の観点に関する懸念の点を払拭するための対策を講ずることを念頭においているところ。したがって、上記のような点を踏まえ、本学のように通信制の授業方式を主とする形態で授業を実施し、経営学を習得することを目的としている専門職大学院において、当該教育授業に支障をきたさないと地方自治体の長が認める場合は収容定員を自由に設定できるという規制の特例の実施を望むものである。	東京都	株式会社ビジネス・ブレイクスルー	通信制の専門職大学院大学の弾力的運用構想	通信制の専門職大学院大学において、IT技術を高度に利用することによって、教育の質保証、および、学生保護等が確保できれば、専任教員の数による収容定員の上限規制を弾力的に運用することと、社会のニーズに迅速に対応できるよう、収容定員の増減に関する変更を弾力的に運用できるようにする。これによって社会構造の変革に対応した人材を育成するにあたって、高度な専門家の専任教員不足の解消と共に、対象となる学生の受け入れが可能となる。社会経済構造の変革に対応できる人材を大量にかつ迅速に教育・育成していくことによって、社会の活性化、地域経済の活性化を期待する。
1381	13811030	特区内事業における学校設置審議方法の変更(大学/大学院等設置)	特区内で株式会社による大学等を設置する場合であって、その当該教育分野が極めて新規性が高く、産業界のニーズ等の把握が必要不可欠である場合には、半数を目途として、審議会の運営に支障を来さない範囲で、産業界での実務経験のある者を文部科学大臣が別途任命することが出来るようにする。	既に株式会社による学校設置事業の専門職大学院に加え、同じ特区内において、2005年4月から4年制大学設置を実施する。	特区における高等教育機関の設置については、今後、新規産業分野の設置が予測されることから、審議メンバーにおける産業界からの有識者割合を状況に応じ増やすことが必要となるため。	東京都	デジタルハリウッド株式会社	教育特区構想(株式会社における大学・大学院設立)	校舎面積基準に関する昨今の社会情勢や新しい効率化アイデアを反映した規制緩和や、実情に即していない施設設備の段階的整備を实体に合わせる提案、また、新規産業分野の大学等の設置に関する審議には産業界からの有識者割合を増やす提案など、経営の根幹に関わる具体的提案および新分野審議における正当性を、既に株式会社立の学校を運営している企業ならたす更なる高度教育の投下と地域活性化を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1592	15921030	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度の短縮	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度は、認可後1年とすること。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	現行の文部科学省による運用では、大学設置認可後4年間については、大学設置基準に基づく履行情況報告・調査を行うため、カリキュラムを変更するためには、文部科学省に事前に届出なければならず、新しい専任教員を配置するためには、文部科学省の認可が必要とされている(この履行情況報告・調査が行われなくなる年度を「完成年度」という)。このため、株式会社大学が消費者である学生等の希望を聞き、これを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映させることができず、特区の評価期間内に株式会社大学の成果を発揮することができない恐れがある。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	建築基準法及び消防法が「大学」について一律に厳しい建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重の建築基準・防火基準がかからないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社大学が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない。そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。
1068	10681010	学校の設置認可申請手続の時期の緩和	認可申請の時期を柔軟化し、現在は4月末に申請受けの期限となっているが、これに10月末も加え、年間に2度申請できるようにして頂きたい。	政策立案大学設立構想(様式1を御参照):本大学構想は主に二つの学部から成るもので、一つは政策立案学部、もう一つは教育者養成学部である。政策立案学部(院も含む)では教員と学生が法案を作成する実践型の教育プログラムを想定している。講義中心と言うよりは取材や討論を中心とした授業が多数展開されることになる。またそのような教育プログラムであれば、必ずしも大学の教室で授業が行われなければならない、と言うことはないだろうし、昨今のインターネットの普及や米国版MBAなどの影響も考えれば、このような実践型の大学は極めて現実的であろうし、従来の教室での受身の講義中心の大学よりは時代の変化と学生のニーズの多様化に対してよりスムーズに対応できると思う。また、教育者養成学部においては、実際の教育現場での研究を中心とした教育プログラムを組み、先生に指導できるような「先生の先生」を育成したい。(詳細は添付資料を御参照。)このような、言わば「自学自習型」且つ「実践重視型」の教育プログラムを実現し、政・財・官の各界の人材ニーズに応えるためには、具体的には以下に掲げる大学設置基準等の大幅な緩和及び代替措置が早急に必要となるので是非ともご検討をお願い致します。	申請するぐらいはいつでも申請できた方が一時期に集中的に審査する必要がなくなり制度上無理がなくなる。	東京都	株式会社アカデメイア	政策立案大学設立構想	千代田区丸の内において「政策立案大学(4年制の学部及び院)」を創設し、千代田区のみならず日本の政界、財界、官界及び国連において必要とされ人材を養成したい。具体的には、国会で審議される必要があると考える諸問題を学生が自主的な取材活動を通して探し出し、これを政治家、財界人、官僚などの指導の下に、何人かのグループで法案(学生の私案)として纏め、政治家を通して国会に上申することを目標とする。
1068	10681030	株式会社による大学設置経費の財源の緩和	株式会社による大学設置経費の財源に付いての本条項の緩和をお願いしたい。	政策立案大学設立構想(様式1を御参照):本大学構想は主に二つの学部から成るもので、一つは政策立案学部、もう一つは教育者養成学部である。政策立案学部(院も含む)では教員と学生が法案を作成する実践型の教育プログラムを想定している。講義中心と言うよりは取材や討論を中心とした授業が多数展開されることになる。またそのような教育プログラムであれば、必ずしも大学の教室で授業が行われなければならない、と言うことはないだろうし、昨今のインターネットの普及や米国版MBAなどの影響も考えれば、このような実践型の大学は極めて現実的であろうし、従来の教室での受身の講義中心の大学よりは時代の変化と学生のニーズの多様化に対してよりスムーズに対応できると思う。また、教育者養成学部においては、実際の教育現場での研究を中心とした教育プログラムを組み、先生に指導できるような「先生の先生」を育成したい。(詳細は添付資料を御参照。)このような、言わば「自学自習型」且つ「実践重視型」の教育プログラムを実現し、政・財・官の各界の人材ニーズに応えるためには、具体的には以下に掲げる大学設置基準等の撤廃ないしは大幅な代替措置が早急に必要となるので是非ともご検討をお願い致します。	ベンチャー企業にとっては事実上大きな参入障壁となるし、特区を設ける意味がない。従って、ベンチャー企業といった性格やその規模に応じた柔軟な対応が必要となる。	東京都	株式会社アカデメイア	政策立案大学設立構想	千代田区丸の内において「政策立案大学(4年制の学部及び院)」を創設し、千代田区のみならず日本の政界、財界、官界及び国連において必要とされ人材を養成したい。具体的には、国会で審議される必要があると考える諸問題を学生が自主的な取材活動を通して探し出し、これを政治家、財界人、官僚などの指導の下に、何人かのグループで法案(学生の私案)として纏め、政治家を通して国会に上申することを目標とする。
1068	10681040	大学等の経営に必要な財産についての緩和	開設前から完成年度までの経常経費の財源を保有していなければならないとする本条項の緩和をお願いしたい。	政策立案大学設立構想(様式1を御参照):本大学構想は主に二つの学部から成るもので、一つは政策立案学部、もう一つは教育者養成学部である。政策立案学部(院も含む)では教員と学生が法案を作成する実践型の教育プログラムを想定している。講義中心と言うよりは取材や討論を中心とした授業が多数展開されることになる。またそのような教育プログラムであれば、必ずしも大学の教室で授業が行われなければならない、と言うことはないだろうし、昨今のインターネットの普及や米国版MBAなどの影響も考えれば、このような実践型の大学は極めて現実的であろうし、従来の教室での受身の講義中心の大学よりは時代の変化と学生のニーズの多様化に対してよりスムーズに対応できると思う。また、教育者養成学部においては、実際の教育現場での研究を中心とした教育プログラムを組み、先生に指導できるような「先生の先生」を育成したい。(詳細は添付資料を御参照。)このような、言わば「自学自習型」且つ「実践重視型」の教育プログラムを実現し、政・財・官の各界の人材ニーズに応えるためには、具体的には以下に掲げる大学設置基準等の大幅な緩和及び代替措置が早急に必要となるので是非ともご検討をお願い致します。	本条項に準じて経営するとなると、金利負担も大変な額に達し、小規模新規参入企業にとっての障壁となる。従って、ベンチャー企業といった性格やその規模に応じた柔軟な対応が必要となる。	東京都	株式会社アカデメイア	政策立案大学設立構想	千代田区丸の内において「政策立案大学(4年制の学部及び院)」を創設し、千代田区のみならず日本の政界、財界、官界及び国連において必要とされ人材を養成したい。具体的には、国会で審議される必要があると考える諸問題を学生が自主的な取材活動を通して探し出し、これを政治家、財界人、官僚などの指導の下に、何人かのグループで法案(学生の私案)として纏め、政治家を通して国会に上申することを目標とする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1065	10651010	学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準の弾力化	学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示41号)において定められている財源として保有すべき経常経費の算定根拠として用いられる人件費の水準(教員一人当たり8,700千円、職員一人あたり6,200千円)を、認定自治体の長と協議の上、当該学校の運営実態に合わせて弾力的に設定することを可能とする。	教員自身の運動技能の維持向上に資するトレーニング時間の確保の必要性や副業の有無など、個々の教員の勤務形態に応じて、認定自治体の長と協議の上、人件費水準の弾力的な設定を可能とすることで、実績あるスポーツ選手などの多様な人材を多数活用した特色ある専門職大学院を設置し、スポーツを通じた地域の活性化を実現する。	これまで学校法人としてスポーツ分野における職業訓練を行うことで培った、カリキュラムや運営に関するノウハウに加え、実績あるスポーツ選手などの多様な人材の活用を通して、今後ますます拡大が期待されるスポーツビジネス分野における高度な専門職業人を育成するための特色ある専門職大学院の設置を実現したいと考えている。 代理人ビジネスやスポーツイベントコーディネーター等の新しいスポーツビジネスを担う多様な人材の育成を行う一方、現役引退後のプロスポーツ(Jリーグ、プロ野球)選手を教員として活用することで、教育の質を高めると同時にスポーツ選手の新たな雇用の受け皿となることが期待され、人材育成、雇用の両面からスポーツの振興を強力に推進することが可能となる。 さらに、優れた体育指導者を養成し、スポーツの指導という形で既存の学校との連携やスポーツ教室の実施を図る 交流試合等の地域社会とのスポーツ交流の実施、により地域スポーツの振興や地域のスポーツ団体・コミュニティの活性化、引いては地元スポーツ関連企業の活性化といった効果が見込まれ、スポーツを通じた元気な地域の実現、地域経済の活性化の実現を果たすことができる。 しかし、現行の専門職大学院の設置認可基準においては、採用を予定している実績あるスポーツ選手であっても、人件費の単価は一律に定められており、専門職大学院の教員は「当該大学の教育研究を担当するに支障ないものであれば足り、他に職業を有するものであっても専任教員となりうる」となっているにも関わらず、インストラクター等の副業を有することが多いスポーツ選手の勤務形態に応じて弾力的に人件費単価を設定することができない。そのため、実態に即さない高額な人件費を根拠とした経常経費に相当する額を「経営に必要な財産」として準備する必要があり、認可申請のための大きな障壁となっている。(なお、告示第1の2(1)にある「教職員の採用等の実情からみて止むを得ない場合」とは、同告示別表第2の(注)(2)に定める「教員を年次計画により整備する場合」を指し、教員単価の弾力的設定ではなく、教員数を2分の1として算定できるものとして運用されている) スポーツビジネス専門職大学院の設置を実現するため、是非とも、認定自治体との協議の上での人件費単価の弾力的な設定が可能となるように基準を緩和していただきたい。	東京都	学校法人タイケン学園	スポーツ教育推進特区	・スポーツについての専門教育を継続して行ってきた学校法人が、実績あるスポーツ選手など特色ある人材を活用し、スポーツについて総合的に学ぶことや、スポーツを新しい産業という位置づけとして捉え、商業や各産業との関連を研究し、各競技に精通したスポーツビジネス分野における高度な専門職大学院を設置する。大学等設置の標準経費についての審査基準を緩和することによって、実態に即した経営に必要な財産によって専門職大学院を設置し、スポーツ振興やスポーツビジネスに理解ある地域と連携して、雇用を含めた経済効果はもちろんのこと、スポーツ分野の特色ある専門職大学院を設置し、スポーツを通じた地域の活性化を実現する。
1042	10421010	幼保一元化	私立学校法第3条では「この法律において『学校法人』とは私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立させる法人をいう。」と規程されており、学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて(平成14年7月29日14文部高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知において「学校法人が設置する認可保育所については、いわゆる『附帯事業』とすることが適当である」とされているところであるが、保育所事業が幼稚園事業を上回る場合、具体的には保育所入所児童数が幼稚園児数を上回る場合、既存の学校法人が行う保育事業が幼稚園事業を上回る場合においても学校法人が保育所を設置運営することを認める。	学校法人については、私立学校法第3条において、「学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。」とされており、保育所事業については、「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて(平成14年7月29日、14文部高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知)」の通知において「学校法人が設置する認可保育所については、当該学校法人が行う教育研究事業と密接な関連性を有することが求められるところであり、また、営利性の高い『収益事業』とは位置付けられないことから、いわゆる『付帯事業』とすることが適当である。」とされているところであるが、既存の学校法人が行う保育事業が幼稚園事業を上回る場合において、学校法人が保育所を設置・運営することを認める。	長崎市においては、少子化の中にあっても近年の雇用形態の変化又は経済情勢等の変化により保育所入所希望者が増加しており、保育所待機児童の解消が緊急の課題となっている。長崎市には平成16年4月現在、公(市)立12か所、私立61か所の合計73か所の保育所があり、保育所定員数については、平成14年4月5,695人、平成15年4月6,021人、平成16年4月6,275人とこれまで施設整備又は定員の見直し等によりその拡充を図ってきた。保育所入所児童数については平成14年4月6,340人、平成15年4月6,679人、平成16年4月6,717人と毎年増加してきている。しかしながら、保育所待機児童数は平成14年4月127人、平成15年4月224人、平成16年4月167人となっており、保育所待機児童の解消には至っていない。一方、長崎市には49園(40学校法人)の私立幼稚園があるが、園児数は年々減少傾向にあり、定員数9,000人に対する在園児数5,413人の割合は60.1%という学校法人の存続自体が危機的状況にありつつある。そこで現存する社会資源である私立幼稚園施設の有効活用を図ることとあわせ、これまでの幼稚園事業活動のなかで培ってきた学校法人における幼児教育の手法や技能を活用し、保育所待機児童の解消を着実に図ることができるよう学校法人が保育所の設置経営により広く参画できる環境整備を図る。	長崎県	長崎県長崎市	長崎市私立幼稚園施設活用幼保一元化特区	私立学校法第3条では「この法律において『学校法人』とは私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立させる法人をいう。」と規程されており、学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて(平成14年7月29日14文部高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知において「学校法人が設置する認可保育所については、いわゆる『附帯事業』とすることが適当である」とされているところであるが、恒常的に保育所事業が幼稚園事業を上回る場合においても、附帯事業として保育所事業を行うことを認め、私立幼稚園施設の有効活用を行い、長崎市における保育所待機児童の解消の促進を図る。
1408	14081010	学校設置主体の拡大(財団法人による専門職大学院の設置)	学校設置が株式会社にも認められたが、財団法人にもその対象を拡大してほしい。	川崎市においては、地域再生計画において、「音楽のまち・かわさき」推進計画を申請し、6月21日認定されたところであるが、本市としては、市内にある多くの音楽資源を活用して「音楽」を中心とした芸術や市民文化の創造を通じ、川崎の活力ある地域社会の実現や新しい産業機会の創出など、幅広い効果による音楽によるまちづくりを推進している。 音楽のまちを推進する上で、より高度な専門技術をもつ職業人を育成するために、本市に立地する音楽人材育成機関である財団法人による「専門職大学院」の設置を目指す。	学校設置については、学校法人を原則としつつ、公益法人類型の中に位置付けられない株式会社やNPO法人については、特区制度の趣旨に鑑み、学校設置主体となることは認められたが、以下に理由により、公益法人である財団法人についても、学校設置主体として認めるべきである。 本市が目指す「音楽のまち・かわさき」を推進するためには、地域特性を生かした教育の必要性、地域産業を担う人材育成の必要性等が求められている。本市に立地する音楽人材育成機関である財団法人はまさに、その実践が可能な機関である。今後、さらなる効果を生みだすためにも、音楽人材の高度化が求められており、そのためにも現行の教育形態である財団法人で専門職大学院を設置していく必要がある。 当該財団法人は、今まで30数年の音楽人材を輩出した実績があり、既存の施設及び学校運営に必要な経済的基盤を有している。また、学校経営をするための人材も豊富であり、学校法人を新たに設置し、専門職大学院の運営を行うことは、非効率であること。 学校法人以外の株式会社等を設置主体として認めたのであれば、学校法人と同じ類型である公益法人も学校設置主体として認めるべきである。	神奈川県	川崎市	「音楽まち・かわさき」推進特区	川崎市は、京浜工業地帯の中核として、ものづくり都市として培われた人材や産業の集積を生かした多様な研究機関が集積している。本市では、多くの音楽資源を活用して音楽を中心とした芸術や市民文化の創造を通じ、活力ある地域社会の実現や新しい産業機会の創出など幅広い効果による音楽によるまちづくりを推進している。今後、音楽によるまちづくりによって、地域経済の活性化やそれを支える人材の育成を推進するため、より高度な専門技術を持つ職業人としての音楽家及び音楽教育家等を育てるため、財団法人による「専門職大学院」の設置を目指す。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1561	15611020	学校法人・私立学校の設置認可権限の特区长への委譲	私立学校法4条2号及び4号において、私立学校(大学と高等専門学校を除く)と当該私立学校を設置する学校法人の認可権限を有するのは「都道府県知事」とされているので、私立学校法第4条柱書きの「都道府県知事」の後に、「特区法 条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)」に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体の長」という規定を追加する。	0	子供の発育は待たなしであり、迅速な私立学校の設置が必要である一方、県で条例制定を行う必要があるなど、手続が煩雑であり、相当の時間を要する。特区学校法人などの制度を利用した場合との「ねじれ現象」の解消・整合性確保する。県内のこのような権限の必要のないと認識している市町村との関係の調整も必要となり実現可能性が乏しい。より公益性の高いと見込まれる社会福祉法人の認可が市町村である現状に鑑み、市町村に委譲しても何ら問題がないことや、将来的な幼保一元化を実現するためにも、学校法人たる幼稚園の認可と保育所の認可と整合性を図るため、市町村への委譲を容認することが妥当である	長野県	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野子ども村小・中一貫校構想	長野チャーター・スクール研究会は長野県を共同提案者として第2次提案を行った。本年6月、「特区学校法人」として「ながの子ども村小学校」を申請した。来年4月の開校をめざしたが、校舎のある地域の住民の理解が得られず、平成16年度の開校を断念せざるを得なかった。平成17年に開校をめざして、努力したい。この学校は個性化教育を実践し、個性ある人間の形成をめざす。
1561	15611030	私立学校審議会の設置の柔軟化及び権限委譲	私立学校法8条1項、9条2項、13条2項、14条、17条において、私立学校審議会の設置等の権限が「都道府県知事」とされているところを、「特区法 条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)」に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体の長」という規定を追加する。また、同様の趣旨で、9条1項、16条2項・項については、「都道府県」とされているところに、「特区法 条(注:本特例措置を規定する特区法上の条文)」に規定する同法4条8項の認定を受けた自治体」を追加する。私立学校審議会の委員・議事等については、「私立学校法10条、11条、12条、15条の規定については、同法4条8項の認定を受けた自治体の長が条例で定めることとする。」という特例措置を講じ、地域の実情に合わせた設置の柔軟化を図る。	0	・私学審議会の委員は地域の既存の私学等の関係者であり、私立学校の開設というのは、それらの委員からみれば競争者の参入になることから、新たな私立学校の迅速な設置を大きく阻害している	長野県	長野チャーター・スクール研究会	「特区学校法人」による長野子ども村小・中一貫校構想	長野チャーター・スクール研究会は長野県を共同提案者として第2次提案を行った。本年6月、「特区学校法人」として「ながの子ども村小学校」を申請した。来年4月の開校をめざしたが、校舎のある地域の住民の理解が得られず、平成16年度の開校を断念せざるを得なかった。平成17年に開校をめざして、努力したい。この学校は個性化教育を実践し、個性ある人間の形成をめざす。
1140	11402040	都道府県における各種審議会の必置規制の見直し	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について、設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。	今年度、各種審議会等付属機関について、その設置の如何を見直す予定。 法令等による必置規制が廃止されれば、本県の見直しによって設置の有無を決定した審議会等付属機関について、休止、廃止等の手続きを、自主的に行うことが可能となる。	今後、本県においては、審議会等付属機関の見直しを実施することとしており、その設置目的を達成したもので、審議事項が類似・重複しているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行う予定である。 本来、各種審議会等付属機関については、各地方自治体の自主的な運営方針に基づき、その設置の如何を判断するべきものと考えられるため、その設置について、各地方自治体の裁量により設置が可能となるよう各関係法令等の諸般の見直しを提案する。 なお、任意設置の場合も、所要の地方財政措置を継続すること。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 ま
1495	14951010	校地・校舎の自己所有を要しない小中高一貫校設置基準の緩和	教育上の特段のニーズがあり、当該ニーズに対応した教育を行う学校の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の寄附行為の変更の認可を含む。)にあたって、学校経営の安定性・継続性が担保できると認められる場合に、その校地・校舎の自己所有要件を求めないものとする。	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等は量的に拡大傾向にあり、かつ多様化し、又その教育ニーズも多種多様であり深刻化している。 これらに柔軟かつ適切に対応する必要があることから「不登校生徒等のための小中高一貫校」を学校法人国際学園を事業主体として平成18年4月の開校を目指すものである。 この際、特区において私立学校法の学校法人の校地・校舎の自己所有要件に特例を設けるとともに、構造改革特別区域基本方針の別表1「803(教育課程弾力化事業)」及び「805(IT等の活用による学習機会拡大事業)」の内容拡大に関する再提案により特別支援教育等の課題に有効な対策を講じたいと考える。 これにより、義務教育を完結させるとともに、初等教育から中等教育への橋渡しが円滑に進み、障害等のある生徒等の社会的自立が促進され、社会経済への発展につながるものと考えられる。	人口が集中している地域においては、企業や住宅等が集積され地価が郊外に比し高く、物理的に設置基準に定められた面積を有する校地・校舎の取得が困難である。 それゆえ、校地・校舎を賃貸借することにより、取得に係る費用を教育内容の充実に充てるほうが有効であると考えられるため。	神奈川県	学校法人 国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害等に苦しむ児童生徒等の様々な教育的ニーズに対応することが可能な小規模の小中高一貫校を設立し、早期に、かつ適切に対応することにより、支援を最小限にする手段を身に付けるさせるとともに、児童生徒に学習への意欲を呼び起こし、もって義務教育を完結させ、かつ初等教育から中等教育への円滑な橋渡しを円滑なものとする。
1092	10921010	株式会社等が運営する学校についての私立学校振興助成法の適用	私学助成の適用対象を学校設置会社およびNPO法人による特区学校にまで拡大する	御津町では学校設置会社による私立中学校の設置をしたが、その学校も義務教育の一端を担っているため私学助成の対象としていただきたい。それによって保護者負担が軽減され、国民として同じように税負担をしている他の私立学校の保護者との間でイコールフィッティングが達成できる。	・私学助成については特区についての「新たな財政措置」ではなく、私立学校について従来からある「既存の財政措置」であり、学校設置会社等による学校も私立学校である。 ・特区学校といえども学校教育法等によって規制され「公の支配」に属している。また私学助成法との関係で「助成をする」として法的規制をかければ問題はない。	岡山県	株式会社朝日学園	御津町教育特区	岡山県御津町は学校設置会社による私立中学校を誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激、住民の選択肢の多様化や廃校の活用をし、併せて過疎に悩む地域の振興や活性化あるいは教育の一層の充実に繋げているが、学校設置会社等による学校は私学助成がなく、保護者負担の増大が危惧される。また教職員は学校法人立と同じく私立学校に勤務しているにも拘らず、私立学校共済制度に加入できない。この点は是正を望む。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1175	11751020	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校への公的助成	・公立の小中学校に通う児童とのイコールフットingの観点から、児童数に応じた教育助成を行う。	公立小中学校の教育課程を基本に体験学習や理数科目の時間を2倍程度確保する予定であるが、義務教育の無償制を考えると、保護者の経済負担を別に強いことは、新たな経済的な不平等を作り出し、効率小中学校に通う児童とのイコールフットingの観点から教育助成は必要不可欠のものである。	0	埼玉県、東京都、神奈川県	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会	NPO法人が設置する自然科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの理科実験自然観察などの体験学習の活動の拠点としているこの地域においては小中学生の体験学習を通して行われる教育の場が必要とされている。 自然科学、社会科学体験学習を通して創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 標準配当授業に理数教科授業を重点教科として加える他、総合学習を統合した体験学習を月20時間程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1177	11771020	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校への教育費助成	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校への教育費助成	義務教委忌避の無償の原則から、一定額の教育助成を受け、公立小学校に通う児童と大きな不平等を生まないように運営することにより、保護者の教育費負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> 新しいタイプのこの学校は、通常の公立学校における教育とは別に、実験教材費や活動に伴う旅費負担などが保護者に発生する。これに加えてすべての学校経費を生徒保護者に転換することは経済負担が大きすぎる。教育の機会均等の原則からも一定割合の教育経費を公的助成していくことは、公立学校に通う生徒とのイコールフットingの観点からなされなくてはならない。 	大阪市	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> (地域徳性)この地域においては小中学生の体験学習を通して行われる全人格教育の場が必要とされており、またこのような体験的学びへ参加の意識が高く、設立を期待されている。また、体験合宿施設は大阪に近い小豆島にある (意義)自然科学、社会科学体験学習を通して科学的に探求する心構えを持った創造的な青少年の育成が可能となり、21世紀のわが国の牽引力になる。 (目標)公立小中学校の標準配当授業の他、総合学習を統合した理科実験や自然社会・体験学習合宿を年間60日程度行い、科学的探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1178	11781020	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校への教育費助成	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校への教育費助成	義務教委忌避の無償の原則から、一定額の教育助成を受け、公立小学校に通う児童と大きな不平等を生まないように運営することにより、保護者の教育費負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> 新しいタイプのこの学校は、通常の公立学校における教育とは別に、実験教材費や活動に伴う旅費負担などが保護者に発生する。これに加えてすべての学校経費を生徒保護者に転換することは経済負担が大きすぎる。教育の機会均等の原則からも一定割合の教育経費を公的助成していくことは、公立学校に通う生徒とのイコールフットingの観点からなされなくてはならない。 	神奈川県	(株)秀学	株式会社が設置する学校の規制緩和	不登校や学校に適應できない様々な児童に対する教育を行う新しいタイプの学校を設置したい。画一的な教育課程や教員だけでは対応できない学校であることから、現存の学校とは異なる、実現可能な設置基準の適用の下で設置し、多様なきめ細かなココの指導が必要なことから教育課程や教員採用と配置を柔軟に行い、子どもたちが元気になる、生き生きと生きる力を育む教育を行う。この観点から、様々な規制の緩和を提案する。
1309	13092010	学校設置会社および学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受ける学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。私学助成の適用を受けなければ、親の負担は多くなる。	東京都内でろう者自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO龍の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本語)で聴児と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴児と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し、国民教育の一翼を担っている。「イコールフットing」の原理にのっとり、私立学校に準ずる公的助成が得られるべきである。同時に、NPOが設置する学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を实践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、認定申請の実績が出せない大きな理由である。尚、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」には優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは「イコールフットing」の観点から問題である。特別支援教育であるろう教育における特別なニーズとして、認めていただきたい。	東京都	NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト	5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO龍の子学園。ろう者の教員が中心となってろう児に手話(日本語)と書記日本語による教育を行い、ろう児が聴児と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本言語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカキャロレット大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。
1313	13132010	学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成の適用拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受け、学校法人同様の「公の支配」に属する学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。従来、私学助成は私立学校における教育又は研究に係る経常的経費についての国からの補助であるが、これを地方自治体に権限移譲する。	学校設置非営利法人の設置する学校に対し、国から移譲された補助金を用いて支援することにより、当該地方自治体が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における担い手として認定し、当該NPO法人の経費の補助ができるようにする。これにより、当該NPO法人の経済的安定にもつながる。	NPO法人は私立学校振興助成法上の必要な規制の適用を受けることにより、憲法第89条に定める「公の支配」の範囲に該当すると考えられる。しかるに、私立学校が受けている補助を受けることができないことは、イコールフットingの面から不合理である。	神奈川県	NPO法人横浜シュタイナー学園	「不登校等」に限らないNPO法人立学校構想	NPO法人横浜シュタイナー学園は2005年4月に小学校1～3年で開校し、以後学年を増やし、中学3年までの小中一貫教育を行う。カリキュラムは添付の資料に詳しいが、シュタイナー教育が「不登校等の教育」と自治体等から認められないため、構造改革特別区域法第13条1項の「不登校等」の規定をさらに明確にする規定を追加する。また、NPO法人が学校を設立し、私立学校と同等の扱いとなっても、私学助成はないというのは、イコールフットingの面から不合理である。補助金制度の見直しも地域再生の支援措置として必要である。さらに、NPO法人立学校の設置の際の建築基準法関連の規制の緩和を求める。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1356	13562010	私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:第12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)への適用を受け、学校法人同様の「公の支配」に属するNPO法人立学校については、私学助成の適用を受けることとする。	当校は、宮沢賢治の「農民芸術概論綱要」に示された精神とシュタイナーの教育理念と方法論に基づいた教育を実践しているシュタイナー学校である。地域の特性を生かした総合学習的な内容の授業も豊富に盛り込み、地域の自然環境や地域の人材を生かした独自の教育プログラムを実践している。また、地域の人々や歴史、文化に学ぶための保護者や教師向けの学習会も定期的に行っている。助成金を得ることにより、学校としての経営を一層安定させて、地域、学校、家庭が深く結びついた「学びの共同体」のモデルとして、地域の財産と言われるような特色ある学校づくりが可能となる。	NPO法人立学校は、既存の「公立学校や私立学校」と比べると、地域の市民や行政の理解と支援がなくては十分その機能を果たすことができない。地域と密着した学校づくりは、その地域の教育意識を高めて、さらに多方面からの注目が集まり、人的・物的交流がはかられて地域の活力を生み出していく原動力となる。こうしたNPO法人立学校への私学助成が可能になれば、NPO法人立と学校法人立との間の設備や教師の質等の点での競争上の不公平が生じることを防ぐことができる。さらに、地域の財産となりうる学校の運営能力が促進され、いままでの以上に地域貢献が可能となる。一方、通学する児童、生徒の立場からすれば、既存の公立や私立学校の児童、生徒等は、教育を受ける上で、様々な形で国からの補助を得ているが、NPO法人立の子どもたちは何も受けられないというのは、等しく教育を受ける権利を妨げていると言ってもよい。	東京都	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校	教育改革特区「不登校児童・生徒に限定されない」NPO法人による小規模学校設置の容認	シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持って学校を選択する子ども達の意思を尊重し、また、その子どもたちが、自治体等からは「不登校児童等」とは認められないため、「不登校児童等」の更なる要件緩和を求める。そして、私学振興助成法を緩和することにより、NPO法人立学校の運営基盤の安定をはかり、公立・私立学校との設備や教師の質等の格差を防ぐ必要があると考える。さらに、NPO法人が独自に校舎を取得もしくは新築していくことは困難である現状から、既存の民間事業所等を借用しての校舎転用の可能性を広げるために建築基準法の校舎設置基準の緩和を求める。
1440	14402010	学校設置会社および学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受ける学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。特に、授業料を徴収することが認められない場合、私学助成の適用を受けなければ、親の負担は多くなる。現在、私立学校が受け入れている監査・報告などを受け入れ、「公の支配」に属しているものとする。更に、私学審議会に相当する「特区学校審議会」を市町村長のもとに作ることを考え、この機関において公的助成の適切な運用を審査するものとする。	公設民営方式の学校を設立し、バイリンガル教育を行う。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し、国民教育の一翼を担っている。「イコールフットリング」の原理にのっとり、私立学校に準ずる公的助成が得られるべきである。同時に、「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を実践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、認定申請の実績が出せない大きな理由である。尚、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」には優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは「イコールフットリング」の観点から問題である。	大阪府	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	大阪府という都市部の特性を生かし、第3の選択肢として、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。大阪府から廃校等の施設・設備を借用し、大阪チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、豊かな人間性の育成を推進しつつ、周辺の公立学校の改善にはたらく。
1485	14851020	私学助成制度の適用範囲の変更	株式会社設置による学校も含め、健全な競争原理が働くよう私学助成金の適用範囲を変更します。	株式会社設置による学校も含め、健全な競争原理が働くよう私学助成金の適用範囲を変更します。 具体的には、私立学校法およびその関連法案に記載されている会計上、設備上の基準に達している株式会社立の学校については私立学校と同様の助成を受けられるものとします。これにより株式会社立の学校も含め、各学校間で教育の質を高める健全な競争が促され、教育の活性化につながります。税財政措置に関わる問題ですが、1校あたりの助成額を減額するなど、私学助成制度を若干修正することで、国が負担する学校助成金の総額を変えずに、株式会社立の学校にも助成をおこなうことが可能となります。	株式会社立の学校と私立学校は、国民に教育をほどこす機関として差異はありません。株式会社立の学校が助成金を受けられない現状においては、私立学校に比べて、保護者へ多大な費用負担を強いることになります。同等の条件下での健全な競争による学校教育の活性化を図る上で、参入障壁を取り払うため、本提案は欠かせません。	大阪府	株式会社ノヴァ	株式会社による義務教育学校経営プロジェクト	公設民営、または株式会社設置による義務教育学校運営を可とします。また、株式会社設置による義務教育学校運営を行う場合、株式会社立の学校に対する私学助成制度の適用範囲の変更を行います。
1560	15602010	学校設置会社および学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受ける学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。特に、授業料を徴収することが認められない場合、私学助成の適用を受けなければ、親の負担は多くなる。現在、私立学校が受け入れている監査・報告などを受け入れ、「公の支配」に属しているものとする。更に、私学審議会に相当する「特区学校審議会」を市町村長のもとに作ることを考え、この機関において公的助成の適切な運用を審査するものとする。	公設民営方式の学校を設立し、バイリンガル教育を行う。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し、国民教育の一翼を担っている。「イコールフットリング」の原理にのっとり、私立学校に準ずる公的助成が得られるべきである。同時に、「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を実践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、認定申請の実績が出せない大きな理由である。尚、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」には優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは「イコールフットリング」の観点から問題である。	兵庫県	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	国際都市神戸・尼崎という特色を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校の管理・運営の容認」、「公設民営学校への県費負担職員の参加の容認」などの規制の特例を導入することにより、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。
1562	15622010	学校設置会社および学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受ける学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。特に、授業料を徴収することが認められない場合、私学助成の適用を受けなければ、親の負担は多くなる。現在、私立学校が受け入れている監査・報告などを受け入れ、「公の支配」に属しているものとする。更に、私学審議会に相当する「特区学校審議会」を市町村長のもとに作ることを考え、この機関において公的助成の適切な運用を審査するものとする。	公設民営方式の学校を設立し、バイリンガル教育を行う。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し、国民教育の一翼を担っている。「イコールフットリング」の原理にのっとり、私立学校に準ずる公的助成が得られるべきである。同時に、「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を実践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、認定申請の実績が出せない大きな理由である。尚、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」には優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは「イコールフットリング」の観点から問題である。	東京都	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	東京都心で文京地域という特性を生かし、英語を中心としたバイリンガル教育を行うため、「公設民営方式による学校」の開設をめざす。文京区から廃校等の施設・設備を借用し、全国チャーター・スクール研究会でこの学校を管理・運営し、英語力を身につけた国際性豊かな日本人の育成を推進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1564	15642010	学校設置会社および学校設置非営利法人が設置する学校への私学助成適用の拡大	私立学校振興助成法における規制(例:12条の所轄庁の予算変更勧告や役員解職勧告)の適用を受ける学校設置会社及び学校設置非営利法人が設置する学校については、私学助成の適用を受けることとする。特に、授業料を徴収することが認められない場合、私学助成の適用を受けなければ、親の負担は多くなる。現在、私立学校が受け入れている監査・報告などを受け入れ、「公の支配」に属しているものとする。更に、私学審議会に相当する「特区学校審議会」を市町村長のもとに作ることを考え、この機関において公的助成の適切な運用を審査するものとする。	公設民営方式の学校を設立し、バイリンガル教育を行う。	第2次提案で認められた株式会社であれ、NPO法人であれ、公共性を有し、国民教育の一翼を担っている。“イコールフットリング”の原理にのっとり、私立学校に準ずる公的助成が得られるべきである。同時に、「公設民営」方式による学校に対してもこの原理が適用されるべきである。私学助成がなかったことが、多様な教育を实践し、実績あるNPO法人がたくさんありながら、認定申請の実績が出せない大きな理由である。尚、「学校事業者としてのNPO法人」は現在の「学校法人」で対応できていないニーズに対応するものであり、「学校法人」には優遇されているのに、同様の事業を行っているNPO法人に優遇がないのは“イコールフットリング”の観点から問題である。	福岡県	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	学習者である子どもの個性を生かし、育てる教育を小・中・高一貫して行う学校である。校舎はオープン・スペースをもった学校とし、学習環境を重視し、教師は学習活動の支援者として授業にあたる。親は学校運営に参画し、親と教師で作る学校とする。
1658	16581020	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の設置基準の緩和	・公立の小中学校に通う児童とのイコールフットリングの観点から、児童数に応じた教育助成を行う。	公立小中学校の教育課程を基本に体験学習や理科科目の時間を2倍程度確保する予定であるが、義務教育の無償制を考えると、保護者の経済負担を別に強いことは、新たな経済的な不平等を作り出し、効率小中学校に通う児童とのイコールフットリングの観点から教育助成は必要不可欠のものである。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1658	16581060	NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校への私学/教育費助成	・公立の小中学校に通う児童とのイコールフットリングの観点から、児童数に応じた教育助成を行う。	子どもたちに多様な教育を提供し、それを保護者が選択できるようにすることは国の責務。規模の大小や運営費、施設の大小ではなく、教育内容がしっかりと担保される内容であることを設立の要件とする。 小規模校にはそれに見合った施設が、大規模校にはそれに見合った施設を用意するのが無駄が無く合理的なやり方である。 (効果) ・無駄な、合理性を欠いた融通の利かない法の運用は、受益者たる国民の利益に反する法の濫用になりかねないが、現実性のある基準を特区に置く特例措置として実施することで教育行政に係る経費の膨大な節減につながる。 ・特区の特性を生かし、現存の法に縛られないやり方で、新しい時代を創る学校の設立に寄与することは、次代を担う青少年の育成の観点からも欠かせない。地方に依存するほど法の縛りはきつくなり、融通の利かない運用になる。このことが新たな施策の障害となっていることをふまえ、申請と設立認可の手順の見直しが必要である。		愛知県	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校教育にあきたらない児童や、学校教育に適應できない児童、新しい教育ニーズを持つ保護者の期待にこたえる教育の場として、新しいタイプの学校が求められている。 ・多様な教育ニーズにこたえる新しい教育は、創造的な青少年の育成を可能とし、21世紀のわが国の産業の牽引力になり、大きな経済効果を期待できる。 ・標準配当授業に適宜重点教科を付加する他、総合学習の時間を活用した多様な学習を通して、探求心と豊かな心を持つ子どもたちを育成する。
1179	11791020	ホームティーチングスクールで学ぶ生徒への教育助成	・通学する生徒数に応じた児童へ、公立の学校に通う生徒とのイコールフットリングの観点から教育助成を行う。	・学校に順ずる機関として認定することにより、このホームティーチングスクールに在籍する生徒の就学を学校での就学と同等に扱うこととすることから、その教育に関する児童の教育助成を行うことにより義務教育費の負担軽減を図る。 ・公立学校に通う児童とのイコールフットリングの観点から教育助成が欠かせない。 (効果) 現存の公立小中学校が抱える、不登校や学校不適応児童の解消の他、現存の学校の教育に飽き足らない児童の教育ニーズにこたえられることから、学校の教育が円滑に機能し、教育の活性化が図れる。	0	埼玉県	武蔵丘学院	小規模の学校「ホームティーチングスクール」の設置運営事業	アメリカにおいてはホームスクールという、不登校や遠隔地などの児童を対象に家庭で保護者が指導し、所定の到達度評価を受けて修業、卒業認定を行うシステムがある。わが国においては、狭い国土や交通の至便制、保護者の過負荷を考えると、民間教育事業者がその代行をする能力や、施設、環境を整えていると考えられる。特区における特例措置として、このホームスクールのパイロットプランを実行し、検証したい。また、公立の学校に通う生徒とのイコールフットリングの観点から教育助成を要望する。
1092	10921020	私立学校教職員共済制度への加入資格の拡大	私立学校教職員共済制度への加入資格を学校設置会社等の学校の教職員にまで拡大する	御津町では学校設置会社による私立中学校を設置したが、その学校の教職員も私立学校共済制度の加入資格者としていたが、それによって教職員のモチベーションが上がり、教育の質の一層の充実向上につながる。	・教職員は学校法人立と同じく私立学校に勤務しているにも拘らず、私立学校共済制度に加入できない。	岡山県	株式会社朝日学園	御津町教育特区	岡山県御津町は学校設置会社による私立中学校を誘致し、公立校との共存の中での教育的刺激、住民の選択肢の多様化や廃校の活用をし、併せて過疎に悩む地域の振興や活性化あるいは教育の一層の充実に向けているが、学校設置会社等による学校は私学助成がなく、保護者負担の増大が危惧される。また教職員は学校法人立と同じく私立学校に勤務しているにも拘らず、私立学校共済制度に加入できない。この点の是正を望む。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1195	11951010	核燃料サイクル開発機構の重要な財産の処分等の認可手続きの緩和	核燃料サイクル開発機構の重要な財産(土地、建物等)を使用して、産学官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術の移転を促進する活動を行う者に対し、法22条に基づく大臣の認可を不要とする。	県が核燃料サイクル開発機構、自治体、大学、民間企業等と連携し、同機構の重要な財産を使用して、地元民間企業への技術移転を促進する活動を行う。	核燃料サイクル開発機構の施設等の重要な施設の貸し付けを行う場合は文部科学大臣および経済産業大臣の認可を受ける必要がある。このため、地域の産学官が連携した取組みに支障をきたしている。	福井県	福井県	ふくい原子力・地域産業共生構想	本県では、平成16年度に「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定し、産学官一体の推進体制を構築して、研究開発機能の強化、人材の育成、産業の創出・育成を図り、原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースを目指すこととしている。そこで、電源三法交付金・補助制度の弾力化を図り、住民福祉の向上、産業の振興、生活環境や社会基盤の整備などの施策をより地域の実情に応じて展開するとともに、核燃料サイクル機構の施設等の使用の容易化や特許権実施料負担の軽減を図り、産学官の連携や原子力関連技術の移転を促進し、産業の活性化を実現する。
1184	11841010	施設設置を含めて学校給食を民間委託した場合の県費学校栄養士の配置	・現行法令上は、「義務教育諸学校の設置者」が設置する「学校給食を実施するために必要な施設」がないと、県費学校栄養職員の算定基礎にならないことから、学校給食の民間委託推進の障害となる。地域経済の活性化のため規制を撤廃する必要がある。 ・学校給食の完全な民間委託を推進するため、学校給食施設が民間であっても、市町村等が給食の事務管理部門及び栄養管理部門を運営する場合には、現行法上の制度と同様な取り扱いを行うことにより、民間委託が更に推進される。	・学校給食を教育の一環として重視し、現行の食缶方式を踏襲しながら施設設置を含めた民間委託を実施し、更に現行の県費学校栄養職員による食の教育を推進しながら、民間委託の拡大による地域経済の活性化が図られる。	・学校給食の民間委託を実施する場合、給食の事務管理部門及び栄養管理部門を市町村が従来どおり運営する方式であっても、施設を独自で持たない場合は県費の学校栄養職員配置が行われず民間委託実施の障害となる。 ・実施される学校給食の内容は、民間委託の前後においてなら相違がないが、公設施設の有無により取り扱いの差が生じるのは不合理であり、学校栄養士の栄養教諭移行も検討されている中でその重要性は益々増えてくるものであり、民間委託・地域経済活性化の推進に合わせ、行政の事務改善合理化の実効性が確保できるよう県費学校栄養士配置の継続を願いたい。	山形県	山形県東根市	学校給食民間委託特区	・学校給食業務の民間委託を行うにあたり、調理業務に併せ施設設置を含めた「民設民営」の民間委託を行った場合、現行法上調理施設が自治体のものでないことから、学校栄養職員の配置が認められなくなるため、事務管理部門及び栄養管理部門を引き続き市町村が運営する場合は、共同調理場を設置しているものと同様の取り扱いを行い、市町村事務事業の民間委託推進を支援していただきたい。
1611	16111010	就学時の健康診断みなし特区	幼稚園又は保育所等において、学校保健法第6条及び児童福祉施設最低基準第12条に基づく定期健康診断を受検した児童について、その健康診断の受検が当該児童の就学時健康診断の実施前6ヶ月以内に実施したものである場合は、学校保健法第4条に基づく就学時健康診断を受検したものとみなし、当該健康診断の受検を免除することで、受検に伴う保護者等の負担の軽減を図る。	幼稚園又は保育所等に通園(所)している児童については、6月に定期健康診断を受検している。そのうち、5歳時については、当該年度の11月に就学時健康診断を受検し、小学校入学後の5月に定期健康診断を受検することとなる。就学時健康診断については、引率する保護者が勤務を休んだり、仕事の合間に受検させ、再び仕事に復帰しているなど、当該健康診断が保護者の負担となっている場面が見られる。豊中市における就学時健康診断の受検対象児童は、毎年3,500余名であり、そのうち、幼稚園等に通園(所)し、定期健康診断を受検する児童の割合が98%程度あることから、健康診断項目が就学時健康診断項目よりも充実している定期健康診断を幼稚園等で受検した子どもについて、その結果をもって就学時健康診断を受検したものとみなし、この受検を免除する。		大阪府	大阪府豊中市	就学時の健康診断みなし特区	幼稚園又は保育所等において、学校保健法第6条及び児童福祉施設最低基準第12条に基づく定期健康診断を受検した児童について、その健康診断の受検が当該児童の就学時健康診断の実施前6ヶ月以内に実施したものである場合は、学校保健法第4条に基づく就学前健康診断を受検したものとみなし、当該健康診断の受検を免除することで受検に伴う保護者等の負担の軽減を図る。
1110	11102010	文化財保護法による特別名勝松島保存管理計画の現状変更の取り扱い	近年において、高齢化社会と完全週休2日制度による国民の余暇時間の増大と余暇時間の活発化により、社会の価値観やライフスタイルは極めて多様化し、人々はまちづくりや地域づくりそのものに価値観を見いだしている。これまでのような自然に依拠したスタイルの経済発展の成功には限界があり、今後は、地方が独自にその知恵と潜在能力を発揮し、自立して地域を運営していく時代となった。また、地域社会における新しい価値の創造は、現在社会のもう一つの社会制度となる可能性も見えてきた。当町は、年間約370万人の観光客が訪れる東北最大	松島海岸地区において、恵まれた自然と既存の施設を活かした教育・研究施設の充実、また、自然を生かしたスポーツレクリエーション形成の整備を行う。 また、ウォーキングトレイル整備事業を継続的に進め、点在する観光スポットを線で結ぶことにより、滞在時間を増大させ、通過型から滞在型の観光へと変化させる。	前回の提案において、特別名勝松島保存管理計画で「第1種保護地区」に指定されている松島海岸地区における施設の新築・改修を計画した場合、「既存管理計画においては、既存建物と同規模程度であれば改築可能」との回答を得た。特別名勝松島保存管理計画においては、既存の建築物のみに係る改修等が認められており、加えて、当該区域の「保護」に関する制限があるため、第1種保護地区における新しい施設整備(進展・発展する部分)は不可能な現状にある。 よって、都市公園法の建築制限・都市計画法の用途地域・建築基準法の建築制限も考慮	宮城県	宮城県松島町	マリンプラン21	日本三景松島の観光の現状は、観光客数が年々減少し、地域活力の低下が叫ばれている。当町では、観光の玄関口である松島海岸周辺を軸とした整備計画を展開し、また、自然環境に恵まれた漁業施設・海浜公園等を海洋スポーツレクリエーション施設としての機能を持たせ、これら点在する施設をウォーキングトレイル事業で有機的に繋げながら「滞在型観光」を目指すものである。自然と海・島と松の保護及び景観に配慮しながら、地域住民と観光客の生活安全・交通利便性・サービス向上を目的とした整備を行う場合、第1種保護地区に指定されている区域で
1289	12891010	専修学校高等部に、技能教育の連携措置をとっている通信制高校に、出張面接指導を行ってもらうこと。	本校(全日本ウィンタースポーツ専門学校高等部【仮称】)が技能教育の連携措置をとっている通信制高校(開志学園高等学校)に、本校にて出張面接指導を行ってもらうこと。 その際、技能教育施設としての指定要件に加え、高等学校通信教育第6条にある施設を当校にて用意するものとする。	本校(全日本ウィンタースポーツ専門学校)は既存の専修学校専門課程に加え、早期才能教育を行うために、専門課程同様の特色教育を行う高等課程(高等部【仮称】)の設置を構想している。同時に技能教育のための連携措置を通信制高校(開志学園高等学校)と取る予定である。基本的に生徒は、専修学校高等課程と通信制高校の両方に籍を置く形になる。これは、高等課程で修得した知識・技術を、高校卒業資格を取得した上で、その後の進路に役立てることができるという点で、教育の多様化を推進するものと思われる。 しかしながら、本校が連携しようとする通信制高校が遠方にあるため、生徒の通学等に係る負担が大きい。そこで、通信制高校に本校へ出張してもらい、面接指導を施してもらうことで、生徒の負担軽減に努めたい。	現状では、生徒は本校(全日本ウィンタースポーツ専門学校高等部【仮称】)へ通学しながら、通信制高校(開志学園高等学校)へも通学しなければならない。生徒にとって、その経済的・時間的負担は無視できないものである。 本校において、技能教育施設としての指定要件に加え、高等学校通信教育規程第6条にある施設を用意し、高校側から出張授業を行ってもらうことが可能となれば、通学に係る時間的・経済的負担が大きく軽減する。	新潟県	学校法人新潟総合学院 全日本ウィンタースポーツ専門学校	専修学校における、通信制高校による面接指導実施構想	本校(専修学校高等課程)に入学し、同時に技能教育の連携措置を取る通信制高校にも入学する生徒は、通常本校に通学し通信制高校の面接指導も受ける必要があるが、通信制高校が遠方にあるため、生徒の通学に要する経済的・時間的負担を軽減する観点から、本校に通信制高校側から出張してもらうことを可能とする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1094	10941010	学校教育法第2条に係る株式会社学校の適用を全国実施	幼保一元化施設の設置を踏まえ、柔軟的な教育・保育サービスを提供するため、構造改革特区にて限定的に認められている株式会社学校の適用を全国実施されたい。	次世代を担う子供たちの社会環境が大きく変わり、急激な少子高齢化、核家族化の傾向が著しくなるとともに、保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている。とりわけ幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、次世代を担う幼児一人一人に創造・判断・思考などの環境を十分に満たしてあげることが重要である。そのためには、コミュニケーションの道具として言葉が大変重要な要素であり、言語中枢神経の臨界期である幼児期に英語・日本語のバイリンガルな子供たちを育成することで、思考、創造、判断などをより豊かにし、精神的な安定を目指す。したがって、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく幼保一元化を進めたい。	株式会社学校が構造改革特区にて限定的に認められている状況では、少子化が加速する中で、柔軟的な教育・保育サービスが十分に発揮できない。	大阪府	㈱アメリカンビレッジスクール	次世代育成型幼保一元化構想	保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく幼保一元化を早期に実現させていただきたい。また、現行の幼稚園設置基準を最低基準から標準的な目安に変更し、幼保一元化施設の設置を容易にすることで、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、柔軟的なサービスを提供するためにも、現在、構造改革特区にて認められている学校教育法第2条の株式会社学校の適用を全国的に認めさせていただきたい。
5079	50790001	株式会社によるインターネット専門職大学院の設置及び運営	平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置を学校教育法第68条に規定する大学院大学に限ることなく、株式会社においてもインターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う大学院大学を認めていただきたい。 大学設置基準第2章教育上の基本組織 第6条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第3章教員組織 第8条、第9条、第12条、第13条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第4章教員の資格 第14条、第15条、第16条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第5章収容定員 第18条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第6章教育課程 第24条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第7章卒業の要件等 第30条の緩和を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第8章校地、校舎等の設置及び設備 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第2章教員組織第5条2項の撤廃を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第9条及び大学通信教育基準第3条の規定にも拘らず、この大学院大学の授業はインターネット経由の授業のみでよいことを認めて頂きたいこと。 (特区での検討はのみ)	名称:パベル翻訳大学院大学 目的:高度専門職業人である翻訳技術者の養成訓練のための大学院教育 教育内容:産業界が求める翻訳は、産業のコミュニケーションシステムと深く結びついており、IT技術の進展により、翻訳技術は大きな変化を遂げた。その対象は、グローバルマーケットにおけるビジネスコミュニケーション上の翻訳および出版物、マニュアル、ソフトウェア等著作物の翻訳、文献調査、法制度、海外取引に関わる実務文書など多岐にわたる。それらの翻訳に不可欠な翻訳技術(翻訳技法・表現技法など)、PC操作技術・プロジェクトマネジメント、辞書、データベースなどの構築、活用技術、インターネットの各種検索技術、翻訳ソフトおよび支援ソフト、編集、DTP等の統合操作技術などを習得する。 教授陣:上記教育内容を指導するに適した高度に熟練した実務者 授業方法:インターネットその他の高度情報通信ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行なう。「平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」にある「参考:メディアを利用した授業について」の中の「大学院の場合」に準拠する。	すでに構造改革特別区域においては、株式会社による大学・大学院が認められ誕生している。しかしながら株式会社によるインターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみによるいわゆる「インターネット大学院」は認められていない。平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置を学校教育法第68条に規定する大学に限ることなく、株式会社においても認めていただきたい。 グローバル化時代における翻訳は、インターネットをはじめとする高度情報通信技術を駆使しなければ時代の要望にこたえられない。つまりインターネットをはじめとする高度情報通信技術こそ言語運用能力と実務知識とを統合させ、産業界の要望に即した翻訳生産性向上を実現させる技術の根幹をなすものである。したがって、これらの技術を習得するためには、インターネット大学院であることが不可欠で、「インターネット大学院」を株式会社においても認めていただきたい。 これからの産業界が要望する翻訳技術(翻訳能力、表現技術、インターネットをはじめとする高度情報通信技術、翻訳生産性向上技術)を統合的に研究した学問は、これまで存在しなかった。つまりこれらの技術を指導する教授、助教、講師などは、翻訳業務に従事し、産業界が要望する翻訳技術を実践した立場にいるものが教員としての資格を持つものである。 この大学院の授業はすべてインターネット経由で実施するので、学生を収容する校地その他の物理的施設は必要がない。 翻訳という専門技能を習得するには面接授業・講義型の学習ではなくインターネット環境で行う実地作業を通して行われるので、講義型面接授業は一切行わずインターネットを通じた技能の指導が効果的であり実際的である。	0	株式会社パベル	0	0
1061	10612010	市民発想の多種多様なキャラクターの商品化について商標登録等の手続きの緩和又は新たな登録制度の創設	市民や地域が発案したキャラクターなどの地域限定販売の商品化については、市を通じるにより現行の商標登録の手続きではなく特許庁への届出のみで保護できるようにする。	・商品化を前提とした市民等からのキャラクターの公募 ・イベントなどの機会を通じてPR ・市のイメージを損なわないと認めた場合は、市から特許庁へ届出 ・キャラクターの商品化(地域を限定した販売)	コミュニティ推進を目的とするキャラクター等の商品化については、権利と関係機関の保護が必要条件であるが、現在の商標登録等の制度では、費用と日時を要することから、市のキャラクター商品の権利取得に多大な労力を要する。 このことから、権利取得には、市からの関係機関への一括届け出制度等の支援が必要となる。	奈良県	奈良県生駒市	地域コミュニティ振興構想	本市では公募したキャラクターが夏祭りなどのイベントを通じて市民から親しまれ、ふるさとへの愛着意識をもたらす、市民間の交流に寄与している。今後はこれを発展させ、市民や地域が自らがキャラクターを発案し、様々な機会を通じてPRするとともにそれを商品化して販売していくことで活性化につなげるため、事務的・費用的・時間的に煩雑な商標登録制度について、手続きの緩和あるいは新たな制度の創設により、市民や地域のキャラクター発案・商品化を支援し、市民間交流を促進し、地域コミュニティの活性化を目指す。